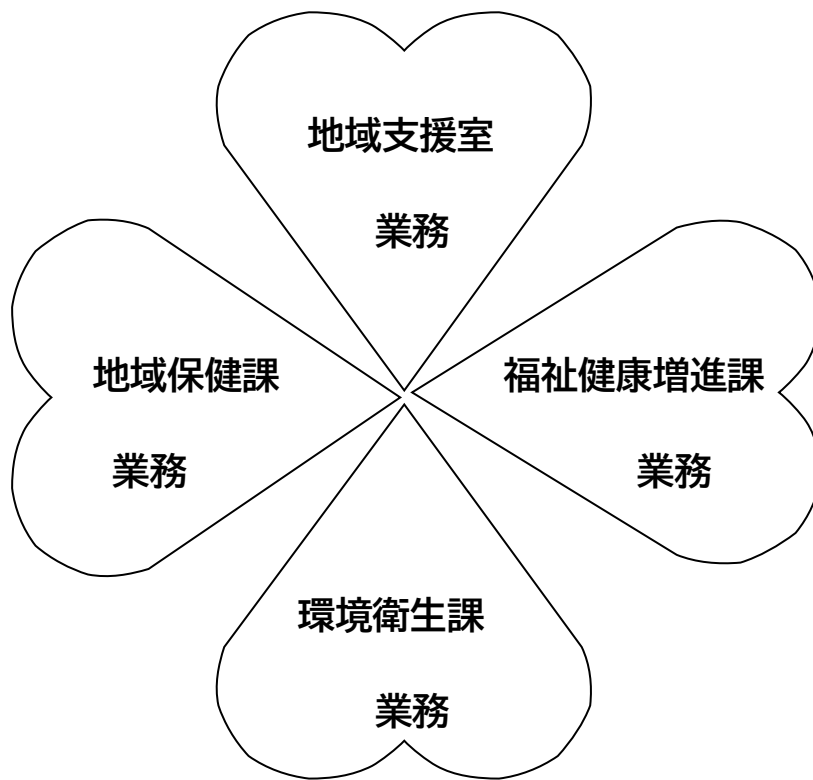


事業概要



令和7年7月

福井県坂井健康福祉センター

目 次

I 坂井健康福祉センターの概要	1
-----------------	---

II 事業の概要

1	人口静態、動態	5
2	医務	8
3	薬務	9
4	民生委員児童委員、主任児童委員の活動	11
5	児童の福祉	12
6	障がい者(児)の福祉	13
7	女性の福祉	14
8	生活習慣病・がん予防対策	15
9	精神保健福祉	17
10	母子保健	20
11	歯科保健	23
12	栄養改善、健康増進	24
13	難病対策	28
14	地域保健業務	30
15	感染症対策	35
15 -2	結核予防	38
16	食品衛生	40
17	狂犬病予防	42
18	動物愛護	42
19	生活衛生	43
20	廃棄物対策	44
21	公害防止	46

III 資料

●	協議会名簿	49
9	精神保健福祉	50
10	母子保健	51
12	栄養改善、健康増進	52
13	難病対策	54
15 -2	結核予防	61
16	食品衛生	63
18	動物愛護	66
19	生活衛生	66
20	廃棄物対策	68
21	公害防止	69

(※「III 資料」の項目番号は、「II 事業の概要」の項目番号と一致)

I 坂井健康福祉センターの概要

1 沿革

保健所	福祉事務所
昭和20年 5月 三国警察署金津部長派出所の2階一室を借り受けて発足、課制なし、職員6名、管内区域4町17村 昭和21年 8月 金津東に独立庁舎を新築 昭和24年 3月 保健所の統廃合により森田保健所を廃止し、その管轄区域中春江町磯部村を当所管内に編入 昭和24年10月 鶯保健所を廃止し、その管轄区域を当所管内に編入、管内区域5町26村 昭和25年 4月 機構改革により総務課、保健予防課を置く 定員43名 金津保健所鶯出張所を設置 昭和27年 9月 金津優生保護相談所を併設 昭和28年 3月 金津町六日に庁舎を移転 昭和34年 6月 衛生課新設 昭和42年 5月 川西町の福井市編入により鶯出張所を福井保健所へ移管 昭和46年 5月 現庁舎へ移転 平成 8年 9月 金津優生保護相談所を廃止 平成 9年 4月 課の名称変更 (総務課、生活衛生課、健康増進課) 平成10年 4月 福祉保健推進室を新設	昭和26年 三国町平木、坂井地方事務所に民生課を新設 昭和31年 2月 坂井地方事務所の名称が坂井事務所となる 課の名称変更(福祉課) 昭和37年 7月 坂井事務所より分離し、坂井福祉事務所となる 民生課、保護課を置く 平成元年 5月 三国町水居に建設された坂井合同庁舎に移転 平成 9年 4月 課の名称変更 (地域福祉課、保護課)
平成12年4月1日 機構改革により坂井福祉事務所と金津保健所を組織統合し、坂井健康福祉センターを設置 (地域支援室、福祉課、健康増進課、環境衛生課) 法令等により用いる時の保健所の名称を、坂井保健所に変更 平成18年4月1日 機構改革により福祉課と健康増進課を統合し福祉保健課を設置 平成22年4月1日 機構改革により地域保健課を新設し、福祉保健課を福祉健康増進課へ課名変更	

2 坂井健康福祉センターの概況

- (1)所管市町村 2市(あわら市、坂井市)を所管している。
- (2)人口・面積 令和7年 3月 1日現在、管内人口は 111,820人で県全体の 736,144人に対して約 15.2%を占めている。
管内面積は、326.65k m²で県全体の 4,190.58k m²に対して約 7.8%を占めている。
- (3)産 業 管内面積のうち田畑が約 31%を占め、坂井平野は県内有数の穀倉地帯となっている。また、北部丘陵地帯では野菜や果樹の栽培、畜産業が盛んである。一方南部には繊維産業が集積し、北西部には芦原温泉、東尋坊などの観光地がある。
また、南西部海岸沿いは県内最大の工業団地「テクノポート福井」、南東部福井寄りに情報産業集積団地「ソフトパークふくい」があり、県内外から多くの企業が進出している。
また、令和 6 年 3 月 16 日には北陸新幹線が開通した。

(4)管内略図



(5)管内の市別人口、面積

町 名	面 積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女	
あわら市	116.98	10,133	26,157	12,481	13,676	223.60
坂井市	209.67	32,287	86,027	41,723	44,304	410.30
管内計	326.65	42,420	112,184	54,204	57,980	343.44
福井県	4,190.57	298,603	738,691	361,311	377,380	176.27

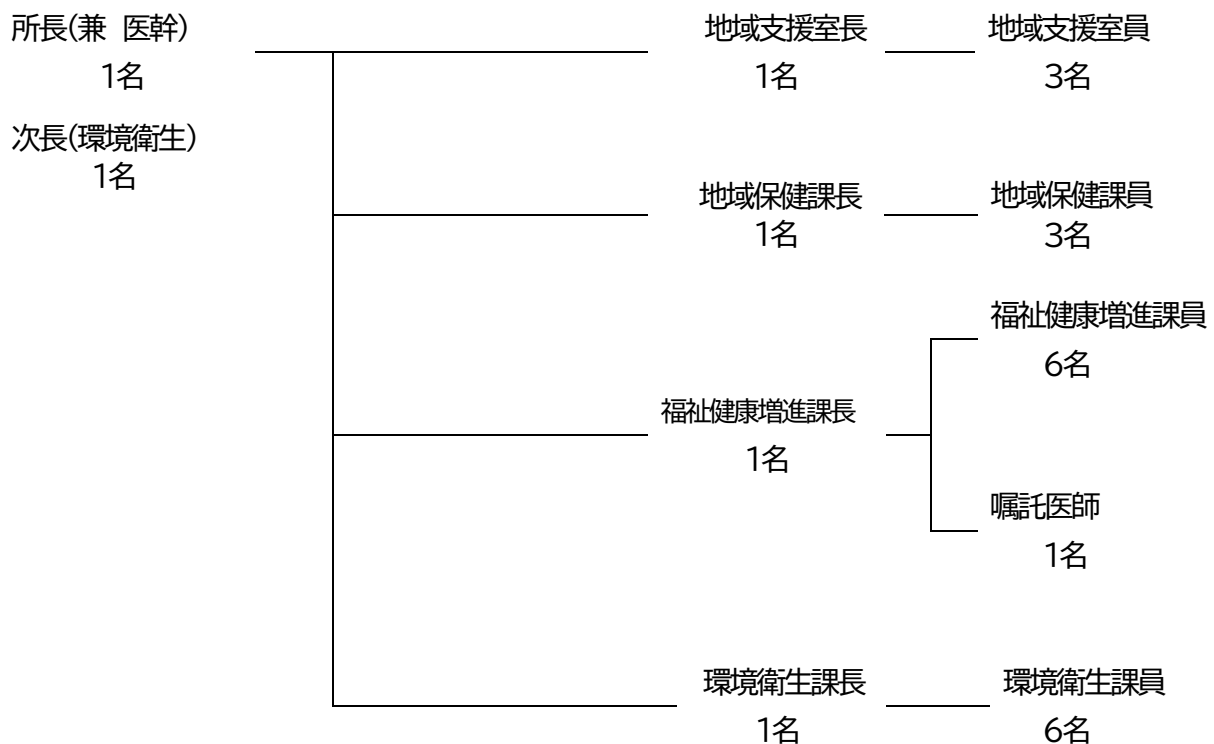
人口:「福井県の人口と世帯」(R6.10.1 現在)県統計情報課

面積:「全国都道府県市区町村別面積調」(R6.10.1 現在)

国土交通省国土地理院

3 組 織

(R 7.4.1 現 在)



4 職員職種別内訳

(R7.4.1 現在)

課 別 種 別	所長 (兼 医幹)	次長	地域支援室	地域保健課	福祉健康 増進課	環境衛生課	計
医 師	1						1
一 般 事 務			3		1		4
獣 医 師		1					1
薬 剤 師			1			6	7
栄 養 士					2		2
高分子工学						1	1
保 健 師				4	4		8
嘱託医師					1		1
合 計	1	1	4	4	8	7	25

5 事務分掌

地域支援室	・ 庶務に関すること ・ 予算の執行管理に関すること ・ 庁舎、備品の維持管理に関すること ・ 健康福祉センター運営協議会に関すること ・ 医療法、医師法、保健師助産師看護師法等の施行に関すること ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること ・ 臓器移植、骨髄バンク、献血運動の推進に関すること ・ 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法の施行に関すること ・ 薬物乱用防止の啓発等に関すること
地域保健課	・ 健康危機管理に関すること ・ 地域における福祉、保健、医療、環境の総合的な企画調整に関すること ・ 感染症法に関すること ・ 結核対策に関すること ・ 肝炎治療特別促進事業に関すること ・ 石綿健康相談等に関すること ・ 医療政策・介護保険に関すること ・ エイズ、B・C型肝炎等の検査・相談に関すること ・ 地域保健等関係職員研修の企画・実施に関すること ・ 地域における福祉・保健・医療の統計および調査、人口動態統計に関すること
福祉健康増進課	・ 児童および身体障がい者の福祉に関すること ・ 民生委員および児童委員の委嘱・解嘱に関すること ・ 社会福祉事業の振興に関すること ・ 福井県福祉のまちづくり条例の施行に関すること ・ 女性相談および配偶者暴力被害者相談支援センターに関すること ・ 歯科保健に関すること ・ 健康づくり、健康増進法、食品表示法(保健事項)の施行に関すること ・ 栄養関係業務に関すること ・ 難病対策に関すること ・ 母子保健に関すること ・ 精神保健および精神障がい者の福祉に関すること
環境衛生課	・ 食品衛生法、福井県食品衛生条例、食品表示法(衛生事項)の施行に関すること ・ 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、福井県動物の愛護および管理に関する条例の施行に関すること ・ 調理師法、製菓衛生師法および福井県ふぐ処理に関する条例の施行に関すること ・ 水道法、浄化槽法の施行に関すること ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること ・ 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法の施行に関すること ・ クリーニング業法、理容師法、美容師法の施行に関すること ・ 公害関係法令の施行に関すること ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること ・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に関すること ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること ・ ごみ減量化・リサイクルの推進に関すること

Ⅱ 事業の概要

1 人口静態・動態

(1)人口静態

<管内人口の推移>

(各年10月1日現在)

	福 井 県			管 内 計			あ わ ら 市			坂 井 市		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
H 7	826,996	401,860	425,136	119,302	57,116	62,186	32,432	15,174	17,258	86,870	41,942	44,928
H12	828,944	402,367	426,577	123,351	59,044	64,307	32,178	15,072	17,106	91,173	43,972	47,201
H17	821,592	397,271	424,321	123,399	58,847	64,552	31,081	14,498	16,583	92,318	44,349	47,969
H22	806,314	389,712	416,602	121,889	58,316	63,573	29,989	14,081	15,908	91,900	44,235	47,665
H27	786,740	381,474	405,266	119,009	57,081	61,928	28,729	13,555	15,174	90,280	43,526	46,754
*H28	782,232	379,430	402,802	118,374	56,738	61,636	28,389	13,380	15,009	89,985	43,358	46,627
*H29	778,329	377,757	400,572	117,914	56,513	61,401	28,159	13,268	14,891	89,755	43,245	46,510
*H30	773,731	375,790	397,941	117,183	56,171	61,012	27,880	13,153	14,727	89,303	43,018	46,285
*R 1	767,742	373,136	394,606	116,372	55,842	60,530	27,577	13,033	14,544	88,795	42,809	45,986
R 2	766,863	373,973	392,890	116,005	55,786	60,219	27,524	13,067	14,457	88,481	42,719	45,762
*R 3	760,209	371,049	389,160	114,840	55,247	59,593	27,142	12,920	14,222	87,698	42,327	45,371
*R 4	752,976	367,932	385,044	113,856	54,826	59,030	26,726	12,695	14,031	87,130	42,131	44,999
*R 5	744,568	363,888	380,680	113,058	54,529	58,529	26,450	12,595	13,855	86,608	41,934	44,674
*R 6	738,691	361,311	377,380	112,184	54,204	57,980	26,157	12,481	13,676	86,027	41,723	44,304

<管内人口増減数および増減率>

(各年10月1日現在)

	福 井 県			管 内 計			あ わ ら 市			坂 井 市		
	人 口 総 数	前回調査時 との増減		人 口 総 数	前回調査時 との増減		人 口 総 数	前回調査時 との増減		人 口 総 数	前回調査時 との増減	
		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)		増減数 (人)	増減率 (%)
S55	794,354	20,740	2.68	106,958	4,547	4.44	30,975	738	2.44	75,983	3,809	5.28
S60	817,633	23,279	2.93	112,537	5,579	5.22	31,830	855	2.76	80,707	4,724	6.22
H 2	823,585	5,952	0.73	115,115	2,578	2.29	31,743	△87	△0.27	83,372	2,665	3.30
H 7	826,996	3,411	0.41	119,302	4,187	3.64	32,432	689	2.17	86,870	3,498	4.20
H12	828,944	1,948	0.24	123,351	4,049	3.39	32,178	△254	△0.78	91,173	4,303	4.95
H17	821,592	△7,352	△0.89	123,399	48	0.04	31,081	△1,097	△3.41	92,318	1,145	1.26
H22	806,314	△15,278	△1.86	121,889	△1,510	△1.22	29,989	△1,092	△3.51	91,900	△418	△0.45
H27	786,740	△19,574	△2.43	119,009	△2,880	△2.36	28,729	△1,260	△4.20	90,280	△1,620	△1.76
*H28	782,232	△4,508	△0.57	118,374	△635	△0.53	28,389	△340	△1.18	89,985	△295	△0.33
*H29	778,329	△3,903	△0.50	117,914	△460	△0.39	28,159	△230	△0.81	89,755	△230	△0.26
*H30	773,731	△4,598	△0.59	117,183	△731	△0.62	27,880	△279	△0.99	89,303	△452	△0.50
*R 1	767,742	△5,989	△0.77	116,372	△811	△0.69	27,577	△303	△1.09	88,795	△508	△0.57
R 2	766,863	△879	△0.11	116,005	△367	△0.32	27,524	△53	△0.19	88,481	△314	△0.35
*R 3	760,209	△6,654	△0.87	114,840	△1,165	△1.00	27,142	△382	△1.39	87,698	△783	△0.88
*R 4	752,976	△7,233	△0.95	113,856	△984	△0.86	26,726	△416	△1.53	87,130	△568	△0.65
*R 5	744,568	△15,641	△2.06	113,058	△1,782	△1.55	26,450	△692	△2.55	86,608	△1,090	△1.24
*R 6	738,691	△14,285	△1.90	112,184	△1,672	△1.47	26,157	△569	△2.13	86,027	△1,103	△1.27

1.*は「福井県の推計人口」、その他は国勢調査人口

2.あわら市、坂井市の合併前のデータについては、旧町の合算

3. 人口増減率(%) = $\frac{\text{人口増減数}}{\text{前回調査人口}} \times 100$

<年齢階級別人口構成>

(令和6年10月1日現在)

年齢別	福 井 県			管 内 計			あ わ ら 市			坂 井 市		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	738,692	361,311	377,381	112,184	54,204	57,980	26,157	12,481	13,676	86,027	41,723	44,304
0 ～ 4	24,708	12,610	12,098	3,663	1,894	1,769	741	378	363	2,922	1,516	1,406
5 ～ 9	28,974	14,930	14,044	4,390	2,245	2,145	930	468	462	3,460	1,777	1,683
10 ～ 14	32,640	16,753	15,887	5,126	2,564	2,562	1,059	526	533	4,067	2,038	2,029
15 ～ 19	35,575	18,287	17,288	5,581	2,887	2,694	1,126	563	563	4,455	2,324	2,131
20 ～ 24	32,324	17,379	14,945	4,971	2,620	2,351	992	523	469	3,979	2,097	1,882
25 ～ 29	29,979	16,012	13,967	4,492	2,321	2,171	898	472	426	3,594	1,849	1,745
30 ～ 34	33,138	17,246	15,892	4,953	2,564	2,389	1,131	577	554	3,822	1,987	1,835
35 ～ 39	37,743	19,356	18,387	5,677	2,824	2,853	1,320	676	644	4,357	2,148	2,209
40 ～ 44	42,380	21,541	20,839	6,318	3,205	3,113	1,414	725	689	4,904	2,480	2,424
45 ～ 49	49,491	25,377	24,114	7,431	3,734	3,697	1,589	801	788	5,842	2,933	2,909
50 ～ 54	54,586	27,835	26,751	8,522	4,321	4,201	1,819	929	890	6,703	3,392	3,311
55 ～ 59	47,473	23,594	23,879	7,503	3,636	3,867	1,735	829	906	5,768	2,807	2,961
60 ～ 64	46,895	23,053	23,842	7,417	3,572	3,845	1,867	895	972	5,550	2,677	2,873
65 ～ 69	47,691	23,071	24,620	7,391	3,571	3,820	1,906	914	992	5,485	2,657	2,828
70 ～ 74	53,042	25,288	27,754	8,130	3,822	4,308	2,139	1,019	1,120	5,991	2,803	3,188
75 ～ 79	49,079	22,682	26,397	7,578	3,519	4,059	2,031	955	1,076	5,547	2,564	2,983
80 ～ 84	37,567	15,856	21,711	5,543	2,328	3,215	1,405	552	853	4,138	1,776	2,362
85 ～ 89	24,795	8,945	15,850	3,661	1,348	2,313	943	323	620	2,718	1,025	1,693
90歳以上	19,961	5,146	14,815	2,708	670	2,038	794	182	612	1,914	488	1,426
不 詳	10,651	6,350	4,301	1,129	559	570	318	174	144	811	385	426
(再 掲)												
15歳未満	86,322	354,961	42,029	13,179	6,703	6,476	2,730	1,372	13,532	10,449	41,338	5,118
15～64歳	409,584	209,680	199,904	62,865	31,684	31,181	13,891	6,990	6,901	48,974	24,694	24,280
65歳以上	232,135	100,988	131,147	35,011	15,258	19,753	9,218	3,945	5,273	25,793	11,313	14,480
65～74歳	100,733	48,359	52,374	15,521	7,393	8,128	4,045	1,933	2,112	11,476	5,460	6,016
75歳以上	131,402	52,629	78,773	19,490	7,865	11,625	5,173	2,012	3,161	14,317	5,853	8,464
年齢別割合(%)												
15歳未満	11.7%	98.2%	11.1%	11.7%	12.4%	11.2%	10.4%	11.0%	98.9%	12.1%	99.1%	11.6%
15～64歳	55.4%	58.0%	53.0%	56.0%	58.5%	53.8%	53.1%	56.0%	50.5%	56.9%	59.2%	54.8%
65歳以上	31.4%	28.0%	34.8%	31.2%	28.1%	34.1%	35.2%	31.6%	38.6%	30.0%	27.1%	32.7%
65～74歳	13.6%	13.4%	13.9%	13.8%	13.6%	14.0%	15.5%	15.5%	15.4%	13.3%	13.1%	13.6%
75歳以上	17.8%	14.6%	20.9%	17.4%	14.5%	20.1%	19.8%	16.1%	23.1%	16.6%	14.0%	19.1%
従属人口指数	77.8	217.4	86.6	76.7	69.3	84.1	86.0	76.1	272.5	74.0	213.2	80.7
老年化指数	268.9	28.5	312.0	265.7	227.6	305.0	337.7	287.5	39.0	246.8	27.4	282.9

1. 県統計情報課「福井県の推計人口」より

$$2. \text{ 従属人口指数} = \frac{\text{年少人口(0～14歳)} + \text{老年人口(65歳～)}}{\text{生産年齢人口(15～64歳)}} \times 100$$

$$3. \text{ 老年化指数} = \frac{\text{老年人口(65歳～)}}{\text{年少人口(0～14歳)}} \times 100$$

(2)人口動態

人口動態統計は、出生・死亡・婚姻・離婚および死産の「人口動態事象」について、その実態を明らかにするため作成されるものである。

<人口動態の概況>

(令和4年)

		福井県	管内計	あわら市	坂井市
人 口	数	738,753	112,014	26,253	85,761
出 生	数	4,861	685	149	536
	率 (人口千対)	6.58	6.12	5.68	6.25
死 亡	数	10,519	1,496	429	1,067
	率 (人口千対)	14.24	13.36	16.34	12.44
乳児死亡	数	9	-	-	-
	率 (出生千対)	1.85	-	-	-
新生児死亡	数	6	-	-	-
	率 (出生千対)	1.23	-	-	-
死 産	数	90	12	2	10
	率 (出産 ¹⁾ 千対)	18.18	17.22	13.25	18.32
自然死産	数	38	7	2	5
	率 (出産 ¹⁾ 千対)	7.68	10.04	13.25	9.16
人工死産	数	52	5	-	5
	率 (出産 ¹⁾ 千対)	10.50	7.17	-	9.16
周産期死亡	数	14	2	1	1
	率 (出産 ²⁾ 千対)	2.87	2.91	6.67	1.86
婚 姻	数	2,815	388	89	299
	率 (人口千対)	3.81	3.46	3.39	3.49
離 婚	数	850	109	19	90
	率 (人口千対)	1.15	0.97	0.72	1.05

1. 人口は「福井県の推計人口」(令和4年10月1日現在)の人口総数から外国人数を除いた数。

2. 人口動態統計は、市町村長が人口動態調査令に基づき、戸籍法による届出およびその他の関係書類から作成した人口動態調査票(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)のうち、日本における日本人について分類集計したもの。

3. 出産¹⁾とは、出生数に死産数を加えたもの。

4. 出産²⁾とは、出生数に妊娠満22週以後の死産数(周産期死亡数)を加えたもの。

2 医 務

(1)医療関係施設数

(R7.3.31 現在)

種 別 \ 市		あわら市	坂井市	管内計	
施設数	病 院	3	4	7	
	診 療 所	19	47	66	
	歯 科 診 療 所	8	26	34	
病床数	総 数		345	334	679
	病 院	一 般	345	304	649
		療 養	－	30	30
	総 数		－	38	38
	診療所	一 般	－	26	26
		療 養	－	12	12

(2)医療従事者数(就業地)

(R4.12.31 現在)

種別 \ 市	あわらし市	坂井市	管内計
医 師	38	78	116
歯科医師	14	26	40
薬 剤 師	46	108	154
保 健 師	23	37	60
助 産 師	2	5	7
看 護 師	243	464	707
准看護師	86	262	348

※医療従事者調査(隔年実施)より

(3)医療監視

適正な医療を確保するため、病院などの医療施設について立入検査を実施し、医師の勤務実態を中心とした人的構成、構造設備、管理体制および防災対策等の監視を行っている。

(令和 6 年度病院医療監視件数 7 件)

(4)原子爆弾被爆者の健康管理

管内の原子爆弾被爆者は 11 名(R7.3.31 現在)であり、医療特別手当を 1 名に、健康管理手当を 10 名に支給している。

また、被爆者の健康管理のため、健康診断(一般検査、必要に応じ精密検査)を年 2 回、がん検査を年1回実施し、被爆者二世に対しても健康診断を年 1 回実施している。

<令和6年度健康診断受診者数>

(人)

	一 般 検 査	精 密 検 査	が ん 検 査	被 爆 者 二 世 健 診
上 期	5	0	2	2
下 期	4	0		

3 薬 務

(1)薬事監視

医薬品の有効性及び安全性を確保するため、医薬品製造業者については、GMPによる構造設備、製造管理、品質管理の状況等を重点的に監視指導している。販売業者については、有資格者による実地の管理、適正な使用のために必要な情報提供、医薬品の適正な保管管理および取扱い等に重点をおいた監視指導を実施している。

毒物劇物営業者等については、毒物劇物の適正な保管管理、危害防止対策等に重点をおいた監視指導を実施している。

(2)薬事関係施設数

<医薬品医療機器法関係施設数>

(R7.3.31 現在)

業 種		あわら市	坂 井 市	管 内 計
薬 局		6	32	38
医薬品販売業	店 舗	10	26	36
	薬 種 商	—	1	1
	卸 売	2	3	5
医療機器販売業	高度管理医療機器販売・貸与	5	31	36
	管理医療機器販売・貸与	58	164	222
再生医療等製品販売業		—	1	1
医療機器修理業		—	2	2
医薬品等製造販売業	薬 局 医 薬 品	—	1	1
	医 薬 品	—	—	—
	医 薬 部 外 品	—	1	1
	化 粧 品	1	2	3
	医 療 機 器	—	1	1
医薬品等製造業	薬 局 医 薬 品	—	1	1
	医 薬 品	2	3	5
	医 薬 部 外 品	—	2	2
	化 粧 品	2	5	7
	医 療 機 器	1	3	4
計		87	279	366

< 毒物及び劇物取締法関係施設数 >

(R7.3.31 現在)

市		あわら市	坂井市	管内計
業 種				
毒劇物 販 売 業	一 般	3	29	32
	農 業 用 品 目	4	14	18
	特 定 品 目	—	1	1
毒劇物 製 造 業	知 事	—	11	11
業 務 上 者 取 扱 者	め っ き	—	1	1
	運 送	1	1	2
計		8	57	65

(3) 麻薬・覚醒剤等について

近年の麻薬・覚醒剤等の違法薬物を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、乱用者層の低年齢化が懸念されている。このため、福井県薬物乱用防止指導員坂井地区協議会の協力を得て、地域・職域における薬物乱用防止啓発活動の実施および高等学校・中学校等で薬物乱用防止教室を開催している。

(4) 献血事業

県内および管内の移動献血車による献血状況は次のとおりである。血液需要が増加したことに対応するため、献血者の確保に努めた結果、県内の医療機関からの血液製剤供給要請に対して、全て県内の献血で確保することができている。

近年、血小板製剤および 400mL 赤血球製剤の需要が増大していることから、成分献血、400mL 献血の推進を図るとともに若年層の献血や年複数回献血者の拡大を重要な課題として普及啓発に取り組んでいる。

(令和6年度)

区 分 市 町	献血者 確 保 計画数 (人)	稼 働 日 数	献 血 者 数(人)			400mL 献血の占 める割合
			400mL 献血	200mL 献血	計	
あわら市	322	7.0	226	7	233	96.9%
坂井市	966	21.0	887	29	916	96.8%
管内計	1,288	28.0	1,113	36	1,149	96.8%
県(移動献血車)	14,931	319.0	14,405	765	15,170	94.9%

(5) 骨髄バンク登録

骨髄移植は、白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の治療として行われている。

骨髄移植を成功させるためには、患者と提供者との間で白血球の型が一致しなければならないが、一致する確率は兄弟姉妹で 4 人に 1 人、それ以外では数百人から数万人に 1 人とまれであるため、多くの提供者を募る必要がある。

このため、公益財団法人 骨髄移植推進財団が中心となり、広く一般の方々に善意の骨髄提供を呼びかける「骨髄バンク事業」が行われている。健康福祉センターにおいても、移動献血会場におけるドナー登録会のほか、予約による骨髄提供登録受付業務を行っている。

また、10月の骨髄バンク推進月間を中心に啓発用ポスターを配布する等普及啓発を図っている。

4 民生委員児童委員、主任児童委員の活動

民生委員児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、地域福祉向上のため「福祉の実践者・協力者」として活躍している。

管内には250人の民生委員児童委員が身近な福祉の相談役として活動している。

また、主任児童委員の15人は児童福祉に関する事項を専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員協議会の事業の計画、実施に対する援助等の業務を行っている。

<民生委員児童委員、主任児童委員数> (R7.4.1 現在)

市 区 分	あわらし市	坂井市	管内計
民 生 委 員 児 童 委 員	64	186	250
主 任 児 童 委 員	4	11	15
計	68	197	265

<民生委員児童委員、主任児童委員相談指導内容> (令和6年度)

市 区 分	あわらし市	坂井市	管内計
在 宅 福 祉	247	115	362
介 護 保 険	58	84	142
健 康 ・ 保 健 医 療	24	195	219
子 育 て ・ 母 子 保 健	29	25	54
子 供 の 地 域 生 活	270	111	381
子 供 の 教 育 ・ 学 校 生 活	76	63	139
生 活 費	90	37	127
年 金 ・ 保 険	32	15	47
仕 事	4	9	13
家 族 関 係	32	38	70
住 居	25	29	54
生 活 環 境	97	120	217
日 常 的 な 支 援	503	825	1,328
そ の 他	497	790	1,287
計	1,984	2,456	4,440

5 児童の福祉

(1) 認可外保育施設立入調査

認可外保育施設とは、児童福祉法第 59 条の 2 により県知事への届出義務がある、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設である。

児童福祉法第 59 条および「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年4月10日付けこ成保第 230 号こども家庭庁成育局長通知)により、認可外保育施設に対し立入調査を行い、保育内容や保育環境が適切に確保されているかという観点から、助言、指導を行っている。

認可外保育施設届出状況

(R7.3.31 現在)

市 類型 項 目	あわら市						坂井市						管内計
	ベビーホテル	その他（一般）	事業所内		居宅訪問	小計	ベビーホテル	その他（一般）	事業所内		居宅訪問	小計	
			企業内	院内					企業内	院内			
施 設 数	1	-	1	-	-	2	1	1	-	-	1	3	5

(2) 児童虐待防止対策の推進

平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が施行された。その後の改正や児童福祉法等の児童虐待に係る関係法令等の制度改正を行い、児童相談所等の関係機関の機能強化、連携強化等対策の充実が図られている。

管内2市には、要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関が連携して要保護児童への支援を行う体制が整備されている。

6 障がい者(児)の福祉

①身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、永続される障害を有する人に限り交付される。当センターでは補装具、自立支援医療(更生医療)の給付、各施設入所などの各種援助や鉄道・航空運賃等の割引、税の減免などのサービスを受ける場合の証票として交付している。

<管内の障害種別身体障害者数(人)> (R7.3.31 現在)

障害種別	市	あわら市	坂井市	管内計
視 覚		109	235	344
聴 覚 ・ 平 衡		120	406	526
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く		17	47	64
肢 体 障 害		745	1,950	2,695
内 部 障 害		457	1,245	1,702
計		1,448	3,883	5,331

②福祉のまちづくり条例に基づく「整備基準適合証」の交付

不特定多数の人が利用する施設(特定施設)において、バリアフリーを推進するため、障がい者などが安全かつ円滑に利用できる整備基準に適合した施設に対して適合証を交付している。

<特定施設の届出状況> (R7.3.31 現在)

新築	増築等	合 計	適合証交付	適合割合
271 件	127 件	398 件	134 件	34%

③ハートフル専用パーキング利用証制度

県では、公共施設やショッピングセンターなどの身体障がい者用駐車場を適正に利用していただくために、県内共通の「身体障がい者等用駐車場(愛称:ハートフル専用パーキング)利用証」を交付し、利用できる人を明らかにすることで、本当に必要な人のための駐車スペースを確保していくための制度を平成 19 年 10 月に創設した。

<ハートフル専用パーキング協定施設、利用証交付数> (R7.3.31 現在)

協定済施設	143 件
利用証交付数	2,339 枚

④バリアフリー表示証制度

平成 24 年 6 月より福祉のまちづくり条例に定める特定施設および申請施設を対象として申請のあった施設に対してバリアフリー整備状況を表示した表示証を交付している。

<表示証交付施設> (R7.3.31 現在)

交付済施設	76 件
-------	------

⑤ヘルプマークの配布

障がいのある方や難病の方、妊娠初期の方など、周囲の援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的として作成された。

県では、平成 30 年 9 月よりヘルプカードの配布を開始し、令和 2 年 3 月からはストラップ型のヘルプマークの配布も開始している。

<ヘルプマーク配布数>

	カード型(枚)	ストラップ型(個)	合計
R4 年度	1	2	3
R5 年度	0	9	9
R6 年度	2	3	5

⑥福井県共生社会条例の普及啓発

平成 30 年 4 月に施行した「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の概要や理念を広く周知することを目的に、県内各地で行われる各種会議やイベントなどに出向き出前講座を行っている。

(※令和6年度は実績なし)

7 女性の福祉

県では、配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 18 年 3 月に「配偶者暴力防止および被害者保護のための基本計画」を策定し、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」に規定する「配偶者暴力被害者支援センター」を平成 18 年 4 月から県内各健康福祉センターに新設した。これにより、当センターにおいて実施するDV被害者の相談から保護、自立支援までの一連の体制が一層強化された。

<主訴別相談件数>

(令和6年度)

区分	人間関係	うち配偶者等からの暴力	住居問題	帰宅先なし	経済関係	妊娠・出産	精神的問題・病気	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	売春防止法第5条違反	合計
来所	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
電話	37	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
合計	45	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45

8 生活習慣病・がん予防対策

医療制度改革に伴い「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導が導入された。当センターでは、管内の市や職域、商工会等が参加する地域・職域連携推進協議会などを通して、地域における特定健診・がん検診の受診勧奨・啓発に関して支援を行っている。

(1)がん予防推進

がんが国民の生命および健康にとって重大な問題になっている現状をかんがみ、「がん対策基本法」が平成19年4月に施行された。同法に基づき「がん対策推進基本計画」が策定され、より一層がん対策を推進していくための環境が整備された。平成24年に「第2期がん対策推進基本計画」が策定されてから5年が経過したことから、これまでのがん対策を評価し、新たな課題を把握したうえで、平成29年10月に「第3期がん対策推進基本計画」を策定した。また令和5年3月には、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時における対応の検討や、ICTの活用やデジタル化の普及なども盛り込まれた「第4期がん対策推進基本計画」を策定した。

県では「福井県がん対策推進計画」を平成20年3月に策定し、がん対策を総合的かつ計画的に推進している。令和5年度からの「第4次福井県がん対策推進計画」では、引き続きがん検診受診率の向上や成人喫煙率の減少、小児・AYA世代や高齢者のがん対策のさらなる充実を行っている。

当センターでは、医療機関と地域関係機関による会議の開催、がん予防の普及啓発等を実施し、がん検診受診率の向上を推進している。また、事業所職員への資料配布および女性に向けたがんに関する普及啓発も実施している。

<普及啓発>

① がん検診推進医によるがん講演会啓発

(令和6年度)

実施日	内 容	対象者
R6.11.11	「がん予防とがん検診の正しい受け方」 講師：(公財)福井県健康管理協会 がん検診事業部長 松田 一夫 氏	・あわら市 健康づくりサポーター ・管内事業所 ・一般住民

② 健康福祉センター事業等での啓発

年度内に開催される各種会議や研修において、チラシを配布し、受診勧奨を行った。

(2)禁煙・分煙推進

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての知識の普及啓発等の対策が求められている。平成15年5月には、受動喫煙の防止に関する規定が盛り込まれた健康増進法が施行された。また、平成30年7月には、望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設を原則屋内禁煙にするなどの規定が盛り込まれた「健康増進法の一部を改正する法律」が公布された。

当センターでは、5月31日の「世界禁煙デー」や5月31日～6月6日の「禁煙週間」に併せて、センター内で受動喫煙防止に関するポスター掲示を行った。また、食品衛生講習会を利用し、飲食店に対し、受動喫煙対策についての説明を行った。

(3)地域保健と職域保健の連携推進

管内 2 市、健康福祉センターなどの地域保健および事業所等における職域保健ならびに医療関係者、その他の関係機関が相互に情報交換を行いながら、共通理解のもとに生活習慣病予防やがん対策等の健康づくりを推進するために「坂井地区地域・職域連携推進会議」を設置し、意見交換や具体的な方策の検討を行っている。

<坂井地区地域・職域連携推進会議>

(令和6年度)

開催日	内 容
R6.8.5	働く人の「健考学ゼミ」意見交換会(第1回) 働く人の「健考学ゼミ」意見交換会の役割について説明、日東シンコー株式会社から取組みについて紹介。その後、意見交換会を実施。
R6.11.11	働く人の「健考学ゼミ」意見交換会(第2回) がん推進医によるがん講演会と共同開催 講演会に参加後、がん検診に関するアンケートの結果および、職域におけるがん検診を実施する立場の課題や悩みについて発表。その後、意見交換を実施。
R7.3.5	令和 6 年度 坂井地区地域・職域連携推進協議会 兼 働く人の「健考学ゼミ」意見交換会(第 3 回) 令和 6 年度の取組みについての振り返り、令和 7 年度の取組みとして目標設定および計画、出前婦人がん検診を広げるための秘策について説明。その後、意見交換を実施。

9 精神保健福祉

平成5年に精神障がい者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、平成7年に「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改められ、自立と社会参加の促進のための援助という福祉の要素が加えられた。平成14年度からは、精神障がい者の福祉施策（通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請窓口）は市町が実施している。障がい者の人権を尊重し地域ケアの充実強化を図ることが必要となっている。

<入院・通院患者数>

（入院患者数：令和7年3月末時点、通院患者数：令和7年3月1か月の人員）

	人 口	合 計 (入院通院の合計)	人口1万対	入院患者	人口1万対	通院患者	人口1万対
県	736,144	37,381	507.8	1,659	22.5	35,722	485.3
管内計	111,820	5,043	451.0	164	14.7	4,879	436.3
あわら市	26,013	1,027	394.8	40	15.4	987	379.4
坂井市	85,807	4,016	468.0	124	14.5	3,892	453.6

※人口「福井県の人口と世帯(R7.3.1 現在)」より （福井県障がい福祉課資料より）

<入院形態別患者数>

（令和7年3月末時点）

	合 計			措 置			医療保護			任 意			その他		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県	758	901	1,659	2	1	3	423	516	939	332	384	716	1	0	1
管内計	77	87	164	0	0	0	49	56	105	28	31	59	0	0	0
あわら市	20	20	40	0	0	0	11	10	21	9	10	19	0	0	0
坂井市	57	67	124	0	0	0	38	46	84	19	21	40	0	0	0

（福井県障がい福祉課資料より）

<自立支援(精神通院医療)受給者証交付数および精神障害者保健福祉手帳交付数>

（R7.3.31 現在）

	あわら市	坂井市	管内計
自立支援(精神通院医療)受給者証交付数	574	1,877	2,451
精神障害者保健福祉手帳交付数	315	1,027	1,342

（福井県障がい福祉課資料より）

(1)精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づき、精神障がい者またはその疑いのある人（自傷他害のおそれのある人）について申請通報があった場合に、事前調査を実施し、必要と認めるときには精神保健指定医の診察を行う。2名の指定医がともに措置入院が必要と判断した場合に措置入院とする。措置入院の対象とはならないが、要治療の場合は、治療に向けた支援を行っている。

（R7.3.31 現在）

年度	通報等件数							処理状況				
	一般	警察官	検察官	保護観察所長	矯正施設所長	病院管理者	計	鑑定実施				調査のみ
								要措置	措置不要			
									入院医療	通院医療	その他	
R4	-	18	4	-	1	-	23	9	0	0	4	10
R5	-	18	6	-	3	-	27	10	1	2	2	12
R6	-	14	3	-	8	-	25	7	0	0	5	13

(2)精神障がい者の退院支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送るうえで様々なニーズや課題を抱えていることが多く、円滑な社会復帰の観点からは、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援が受けられることが望ましい。平成30年3月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的とした「地域公共団体による精神障がい者の退院後支援に関するガイドライン」を作成した。県においても平成30年9月から当ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施している。

精神障がい者の退院後支援の状況

(令和6年度)

	措置件数	計画作成		支援状況(3月末日)	
		有り	無し(※1)	継続	終了(※2)
管内通報対応事例	8	6	2	3	3
転入等引継ぎ事例	0	0	0	0	0

※1: うち 2 名は入院形態を変更し入院継続中、2 名は管外転出のため作成なし。

※2: 計画に基づく支援期間は終了であるが引き続き支援継続 1 件

(3)精神保健福祉相談状況(電話、面接、訪問)

心の健康や受診についての相談および社会復帰のための相談指導など、精神保健福祉に関する様々な問題について、精神科医師や保健師が電話や面接・訪問にて相談に応じている。

・精神科嘱託医師による相談: 毎月第 1・3 木曜日午後 予約制

・保健師による相談: 随時

			R4 年度	R5 年度	R6 年度
精神 保健 福祉 相談 件数	医師による相談件数 (実数)	面接	514	865	1,114
		訪問	9(8)	10(10)	8(8)
	保健師による相談件数 (実数)	訪問	0(0)	0(0)	0(0)
		面接	19(8)	62(28)	56(25)
		訪問	18(7)	35(11)	56(22)
		電話	236(78)	540(57)	764(100)
		関係機関との連絡調整	232(54)	218(43)	230(37)

※()内は実人数

(4)普及啓発

悩みごと総合相談会の開催

自殺の問題は、「健康問題」「経済・生活問題」「家庭問題」など、様々な問題が複雑に関係している。そこで、9月10日～9月16日までの「自殺予防週間」と、3月の「自殺対策強化月間」にあわせて、法律・仕事・こころの健康等に関する相談窓口を一カ所に設け、専門機関の相談員が相談対応を行う相談支援事業を開催している。

開催日	会 場 ・ 内 容	参加数
R6.9.8 9:00～12:00	会場:坂井健康福祉センター 内容:専門職種による個別相談 ※弁護士、精神科医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉協議会職員、相談員(依存症、発達障がい、就労に関すること)、女性相談支援員	延 9
R7.3.9 9:00～12:00		延 11

(5)地域関係機関の連携による支援体制の整備

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、関係者による協議の場を通して、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが必要とされている。

これまでも地域における精神保健福祉関係機関の円滑な連携を図るため、管内警察署、市、医療・福祉関係機関等との連絡会を開催してきたが、令和4年度からは、「坂井地区精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議会」として、支援体制の検討を進めている。

開催日時	出席者	人数	内 容
R7.2.5 14:00 ～15:30	管内警察署 各市精神福祉保健 担当課 管内相談支援事業所 医療機関医師 弁護士 大学教員	23 所属 29 名	テーマ「家族関係に焦点を当て、対象者に必要な支援を考え、関係機関との連携を深める」 1) 通報事例 ・関係機関とともに対応した事例の紹介 2) 個人ワークと支援の検討 ・事例を通して関係機関の役割を学び、支援に苦慮するケースへの予防的介入について考えを深め、よりよい支援内容を検討

(6)自主グループの育成

精神保健福祉ボランティア(すぎなの会)の支援

平成4年度に精神保健福祉ボランティア講座修了者を中心に結成し、地域で精神障がい者およびその家族を支援することを目的にボランティア活動を行っている。

・会員数:20 名

(令和6年度)

開催日時	活動内容	回数	HWC 参加数
例会:毎月第4月曜日 13:30～15:00	総会	1	1
	例会	12	9
活動内容	・役員会		
	・研修会		
	・出張デイケア支援		
	・福祉まつり等への参加協力		
	・すぎなまつり→感染症拡大防止のため中止		
	・悠々福祉会への支援		
	・その他会議、行事参加		

10 母子保健

少子化の一層の進行や女性の社会進出など、母子を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、母子保健においても、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となってきた。

平成 6 年 6 月には、住民により身近な母子保健サービスの向上を目指して母子保健法が改正され、平成 9 年度からは、3歳児健診・訪問指導などの基本的な母子保健サービスは市町で実施されている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 2 次一括法)が平成 23 年 8 月に公布され、未熟児の訪問指導、養育医療、育成医療の実施主体が平成 25 年度から市に権限移譲された。

当センターでは、広域的、専門的な観点から市を支援するとともに、長期療養児や先天性代謝異常等検査事業の事後指導のため家庭訪問を行い、家庭看護の相談や福祉制度の紹介を行っている。

(1) 人工妊娠中絶

母体保護法の規定により、人工妊娠中絶が行われた場合は、人口動態の把握に資するため医療機関から保健所に報告される。

報告された人工妊娠中絶(妊娠満 22 週未満)の多くは、身体的または経済的理由により、妊娠継続や分娩が母体の健康を著しく害するおそれのあるものが主で、年齢階級別では、20 代、30 代に集中している。

<年齢階級別人工妊娠中絶状況>

		(管内医療機関報告分)								
		総数	20 歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45 歳以上	年齢不詳
管内	R4 年度	75	9	11	22	10	12	11	0	0
	R5 年度	12	2	1	2	1	2	4	0	0
	R6 年度	20	0	2	3	4	5	5	1	0
県内	R4 年度	603	48	106	139	116	120	71	3	0
	R5 年度	597	41	111	130	122	131	59	3	0
	R6 年度	566	38	135	110	114	107	54	8	0

(2) 先天性代謝異常等検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性甲状腺機能低下症は、早期発見・早期治療を行うことにより、心身障害の発生を防止することが可能であるため、生後 5～7 日目の新生児に対し、医療機関で検査を行っている。

疾患の早期発見・早期治療につなげるよう、令和 6 年 4 月から新生児マススクリーニング検査について、これまでの 20 疾患に SMA(脊髄性筋萎縮症)・SCID(重症複合免疫不全症)の 2 疾患が追加され実証事業が行われるようになった。

当センターでは、先天性代謝異常検査の結果が要精密検査となった児について、保護者への相談等の事後指導を行っている。

R6 年度 要精密検診件数 2 件

(3) 母子医療給付

①小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児がんなど特定の疾患について、その治療が長期間に渡り、医療費の負担も高額となることから、昭和 49 年以来、小児慢性特定疾患治療研究事業が実施され、治療の確立と普及が図られるとともに医療費の患者自己負担分が補助されてきた。平成 17 年 4 月1日からは、安定的な制度として新たな小児慢性特定疾患対策の確立を図るため、児童福祉法に位置付けられた。

当センターでは、新規申請者に対して小児慢性特定疾病医療受給者証の交付や、継続申請時等の相談を実施している。

<小児慢性特定疾病医療費助成制度 認定者数>

(R7.3 月審査会分まで)

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	骨系統疾患	脈管系疾患	皮膚疾患	計
R4 年度	15	7	6	16	22	6	4	3	3	2	13	8	1	1	0	0	107
R5 年度	13	6	6	13	19	8	3	2	2	2	8	12	1	1	0	1	97
R6年度	14	5	5	13	16	8	2	2	1	3	8	12	1	0	0	1	91

②特定不妊治療費助成事業

平成16年度から夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、特定不妊治療に要する費用の一部を助成している。平成26年度からは男性側要因による不妊に対しても助成制度を拡大している。

<特定不妊治療費助成申請受付件数>

	管内	県内
令和 4 年度	217	489 ※
令和 5 年度	167	656 ※ (福井市:640)
令和 6 年度	189	905 ※ (福井市:675)

※福井市除く

(4) 育児不安解消サポート事業(ぺんぎんクラブ)

育児不安や育児ストレスを抱える保護者に集まる場を提供し、それぞれの思いを表出し、相互に共感しあい、さらに専門的な立場から助言・指導を行うことで育児不安を軽減し、児への適切なかわりが持てるよう支援することを目的に平成 17 年度より実施している。また、平成 28 年度からは事例検討会(ケース相談会)等を行い地域の関係機関の支援を行っている。

<ぺんぎんクラブ>

- ・実施回数 当センターでの開催 6 回
坂井健康センターでの開催 5 回
- ・参加スタッフ 精神科医師、臨床心理士、保健師、子育てマイスター(保育士)等
- ・実施内容 グループケアの実施(子どもは別室にて託児)
個別相談実施後の検討会

<参加人数>

(令和6年度)

	保護者	子ども
総 数	4(21)	6(12)
当センター (5回)	4(9)	4(6)
坂井健康センター(6回)	3(12)	3(6)

※()は延人数

※ケース相談会

1回 スーパーバイザー 精神科医師(育児不安解消サポート事業担当)

(上記の他、精神科嘱託医による定例相談につなげた事例:1件)

(5) 母子保健担当者との連絡会

管内の母子保健担当者との円滑な連携を図るため、医療機関、保育関係機関、子育て支援センター、母子保健・子ども福祉関係行政機関等との連絡会を開催するとともに、母子保健に関する知識、技術の向上を図るため、こども療育センターの協力を得て勉強会を実施した。

<管内母子保健担当者との連絡会>

開催日	内 容	参加者
R7.2.26 13:30~15:00	意見交換会 (テーマ) 「切れ目ない、取りこぼしのない支援について」 ～多機関の連携により育児不安が解消された事例から考える～ ①子ども家庭センター、坂井管内の現状について ②子ども家庭センターと関係機関の連携について ・情報提供 「越前市における子ども家庭センターと関係機関の連携について」 ・あわら市・坂井市の現状 ③事例を用いた個人ワークとグループワーク	計18名 (16施設・担当課) 管内産婦人科職員、各市母子保健担当者、子ども福祉課職員、管内保育施設保育士、子育て支援センター職員、県こども未来課職員

<勉強会>

開催日	内 容	参加人数
R6.8.30 14:00~15:30	第1回「乳幼児期の精神発達と発達障害について」	36名
R6.10.1 10:00~11:30	第2回「小児整形外科疾患について、乳幼児の抱き方、おむつ交換について」	27名
R7.1.28 14:00~15:30	第3回「小児の聞こえ、先天性難聴、人工内耳について、食べる機能の発達と離乳食、構音について」	30名

参加者:管内市の保健師・看護師・助産師、保育士等

11 歯科保健

平成元年に80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという「8020(ハチマルニイマル)運動」が提唱され、平成23年には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行された。県では、平成30年3月に策定された「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」および令和3年4月に施行された「福井県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき歯科保健対策を推進してきた。令和6年3月には「第5次元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、子どもの虫歯の予防対策を進めるほか、成人の歯科健診受診率向上を図っていく。

平成30年度には、マイナス1歳からの歯の健康プロジェクトとして、平成24年度から実施しているフッ化物洗口に加え親子歯みがき教室を開始。4、5歳児のフッ化物洗口の実施を希望した施設では、歯科医師、歯科衛生士または園長などによる保護者への説明会を行い、フッ化物洗口を開始している。令和6年度、あわら市11施設、坂井市5施設においてフッ化物洗口を実施した。

また、妊産婦を対象とした無料歯科健診や学校保健関係者等を対象とした歯科保健啓発用書籍の貸出などを通し、歯科保健に関する普及啓発を図っている。

12 栄養改善・健康増進

県では、国の「健康日本 21(第三次)」の推進を踏まえ、令和 6 年 3 月に「第 5 次元気な福井の健康づくり応援計画」(健康増進法第 8 条に基づく法定計画)を策定した。その中で、県民の主体的な健康づくりに加え、意識せず健康な行動をとることができるような環境づくりの推進と、県民の健康課題を分析、保険者等と共有、共通認識を持って地域で健康づくり施策を推進することを、全体の方向性として定めた。中でも「歩行」と「減塩」を最重点要素としている。これらを踏まえ、県民が「生活習慣を改善」し、健康寿命のさらなる延伸にむけ、各種事業に取り組んでいる。

(1)給食施設における適切な栄養管理の推進

給食施設において、利用者の栄養管理および健康づくりが適切に推進されるよう巡回指導を行っている。また、管理栄養士・栄養士等を対象とした研修会を開催し、給食を通じた利用者の栄養管理および健康づくりを推進するための必要な助言や技術的な指導を行っている。令和 6 年度の巡回指導は下記のとおり学校および児童福祉施設の一部にとどまった。そのため、集団指導としてオンライン講習会を実施し、42 施設の参加を得た。

<巡回指導実施状況> ※医療機関のみ書類審査を実施

(令和6年度)

	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他	計
特定給食施設	30	5	0	0	4	0	－	39
その他の給食施設	5	2	0	0	0	－	－	7
計	34	7	0	0	4	0	－	46

(2)地域における栄養改善の取り組みの推進

2025年に向け、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、住民が自立した生活を維持していくためには、栄養・食生活支援体制の構築も含めた体制整備が重要となる。地域包括ケアの推進にあたっては、高齢者等の低栄養や重症化予防を図り、栄養状態の改善に向けた取り組みが必要となるが、地域での栄養・食生活支援体制は十分に整っていないのが現状である。そこで当センターでは、令和3年度に、「医療機関・施設」と「在宅」間における連携体制の構築を目指し、入退院支援における医療と介護との連携を円滑に進めるための「栄養管理連絡票」を作成し運用を開始した。これを受け、令和4年度より、この運用状況と課題を明らかにするための調査、およびその課題と今後の高齢住民の自立した生活に向けた取り組みについて、坂井地区在宅ケア推進連絡協議会で共有を図っている。

<調査>

日 時:令和 6 年 1～2 月

対 象:管内の地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所のケアマネジャー

ケアマネジャーが担当している事業対象者～要介護 2 の在宅高齢者のうち「食に課題がある」と判断し選定した高齢者

内 容:身体状況、簡単な食事状況、日ごろ食事を準備する人、食事の満足度、ケアマネジャーが感じる食の課題等、3 種類の調査票で調査。

【基礎情報調査票】:ケアマネジャーの担当する高齢者の概要(R6 年 1 月 1 日現在)

【ケアマネジャー用調査票】:担当している要支援 1～要介護 2 までの在宅高齢者のうち食に課題のある選定された高齢者 3 人についてケアマネジャーに回答いただく調査票

【高齢者用調査票】:選定された高齢者自身に回答いただく調査票

<坂井地域包括ケアシステムにおける栄養・食生活支援研修会>

日 時:令和 7 年 1 月 27 日

対 象:管内の医療機関・高齢者入所および利用施設の管理栄養士・栄養士
 居宅介護支援事業所および地域包括支援センターのケアマネジャー
 坂井地区広域連合および各市高齢福祉所管課、栄養所管課の担当者

内 容:「高齢者の切れ目ない食生活支援のための施設および職種を超えた食形態情報共有」

- (1)これまでの経緯
- (2)学会分類コード3の食形態について
- (3)連携ツールについて
 《坂井地区食形態情報共有ネットワーク》
 《在宅版栄養情報ツール》
- (4)在宅高齢者の食の現状について
 R6 年 1 月～2 月に実施した調査の結果概要について
 グループワーク

<情報収集および周知>

日 時:令和 7 年 3 月 27 日

登録施設数:医療機関および高齢者施設 21 施設

情報取得登録者:18 人

内 容:(1)食形態共有ネットワークに各施設の食形態情報を入力
 (2)情報を取得するための URL を提供
 (3)在宅版栄養情報ツールの周知

(3)食品表示適正化の推進

令和2年4月製造分からは、原則として、全ての一般用加工食品および添加物に栄養成分表示が義務化された。食品関連事業者が、食品表示法(保健事項)および健康増進法第65条第1項に基づき、適切な表示を行うことができるよう相談窓口を設置している。

<相談状況>

(令和 6 年度)

食品表示法(栄養成分表示等)	健康増進法(虚偽誇大広告等)	計
12	1	13

(4)「ふくい 100 彩ごはん」による食環境整備の推進

県では、「ふくい100彩ごはん」プロジェクトとして、家庭でのバランスのよい食事を普及させるとともに、外食・中食(家庭に持ち帰り食べる食事)でも安心して健康に配慮した食事ができる環境づくりを進めている。

飲食店や社員食堂の定食や弁当、スーパー等の惣菜を対象に、県独自の基準を満たしたヘルシーメニューや惣菜を募集し、「ふくい100彩ごはん」として認証することで、県民の健康づくりを推進している。また令和元年度からは、やせ・フレイル対策として配食事業者にも働きかけ、たんぱく質や不足しがちなミネラルに配慮したメニューも認証している。

<「ふくい 100 彩ごはん」認証店舗数>

		飲食店・弁当店	惣菜店	社員食堂	配食事業者	計
R4 年度	あわら市	3	1	0	—	22
	坂井市	5	7	2	4	
R5 年度	あわら市	3	1	1	—	25
	坂井市	5	8	2	5	
R6 年度	あわら市	3	1	1	—	23
	坂井市	5	5	3	5	

(5)「スニーカービズ」の推進

働いている人の多くは職場で過ごす時間が長く、運動する時間を確保することが難しいと考えられる。そこで本県では、歩きやすい靴を履いて出勤することで、仕事の合間や休憩時間を利用して歩く等、手軽に運動機会を確保することができる「スニーカービズ」を県民運動として推進している。

(6)一市町一健康づくりの推進

市町の健康づくりに対する支援を行うとともに、市町保健推進員等を「わがまち健康推進員」として登録し、地域での健康づくり活動の活性化を図っている。

<わがまち健康推進員 登録団体>

- ・あわら市食生活改善推進員会
- ・あわら市健康づくりサポーター
- ・坂井市健康サポーター
- ・坂井市食生活改善推進員会

(7)食生活改善推進員活動の支援

地域の健康づくり実践の担い手となる団体の活動を支援している。

<坂井食生活改善推進員連絡協議会活動状況> 会員数 73 名 (令和 6 年度)

事業名	回数	参加者数	開催地区
おやこの食育教室	1	17	あわら市
生涯骨太クッキング	1	10	坂井市春江地区
食生活改善推進員が牽引するヘルスサポーター養成事業(シニアカフェの開催)	1	11	坂井市三国地区 坂井市丸岡地区
伝承料理講習会	1	10	あわら市
事業所サポート事業	7	—	全地区
大豆メニュー普及啓発事業	1	—	ハートピア春江

事業名	回数	参加者数	備考
総会	1	41	委任状 31 名
理事会	7	78	—
中央献立研究会(母子栄養強化活動事業含む)	4	64	実習生7名含む

13 難病対策

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病は、これまで「難病対策要綱」(昭和 47 年)により 56 疾患について法律に基づかない予算事業(特定疾患治療研究事業)として実施してきたが、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることを目的とした「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 26 年 5 月 23 日に成立し、平成 27 年 1 月から施行された。対象疾患は随時拡大されており、令和 7 年 4 月時点では 348 疾患が対象となっている。

これらを踏まえて、当センターでは、特定医療費(指定難病)医療給付の申請業務、難病患者地域支援対策推進事業(医療相談事業、訪問相談・指導事業、難病対策地域協議会)、人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援、重症難病患者在宅療養支援事業を行っている。

(1)医療給付

特定医療費(指定難病)については、医療費の負担軽減を図ることを目的に医療費の公費負担が行われている。

階層区分	階層区分の基準		【自己負担割合:2 割 入院+外来(院外薬局、訪問看護を含む)】		
			一 般	高 額 か つ 長 期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市 民 税 非 課 税 (世 帯)	本人年収～80 万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80 万円超 ～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市民税 7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市民税 25.1 万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

(2)難病患者地域支援対策推進事業

①医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、地域の状況を勘案のうえ、患者等の利用のしやすさやプライバシーの保護に配慮した会場を設置し、相談事業を実施している。

開催日	対象疾患	内容	指導者	参加数
R6.10.21	神経・筋疾患	リハビリ教室	理学療法士	12 名
R6.11.6	神経・筋疾患	個別相談会	医師	5 名
R6.11.14	全疾患	個別相談会	薬剤師、難病支援センター相談員	7 名

②訪問相談・指導事業

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問相談・指導(診療も含む)事業を実施している。

③難病対策地域協議会の実施

地域における難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議することを目的に難病対策地域協議会(地域ケアシステム検討会議)を実施している。

開催日	対 象	参加人数	内 容
R6.12.18 14:00 ～16:30	坂井地区医師会、訪問看護ステーション、居宅支援事業所、障がい者相談支援事業所、社会福祉協議会、各市関係課	23 機関 29 名	テーマ 「災害時個別避難マニュアルの整備を進めるために」

(3)人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着または気管切開をしている在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が、災害発生時に適切な対応ができるよう、平時からの備えを中心とした体制整備を図ることを目的に、対象患者の把握、リスト等の作成や災害時個別対応マニュアル作成を支援している。

(4)災害時在宅人工呼吸器電源確保事業

令和 2 年度より、在宅で 24 時間人工呼吸器を装着している難病患者(小児慢性特定疾病含む)に対し、災害時等に停電が起こった場合の安全確保を目的として、簡易自家発電装置等の購入に要する経費の助成を行っている。

(5)重症難病患者在宅療養支援事業

安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図ることを目的に、在宅人工呼吸器装着難病患者および気管切開難病患者がレスパイト入院および長時間訪問看護(3 時間以上 8 時間以内)を利用した場合、受入れ医療機関および訪問看護事業者に対し一定額の助成を行っている。

<利用実績>

(令和 6 年度)

登録者数 : 4 名				
レスパイト入院	利用人数(実)	0 名	利用日数(合計)	0 日
長時間訪問看護	利用人数(実)	2 名	利用時間(合計)	93 時間

14 地域保健業務

(1) 地域保健・福祉等関係職員の資質の向上

① 地域保健・福祉・環境等関係職員研修

多様な住民ニーズに対してより質の高い総合的サービスの提供ができるよう、県および管内の保健・福祉・環境等職員を対象に研修を実施している。また、地域の実態に即した内容とするため、企画検討および評価分析を行うための企画検討委員会を開催している。

【災害時対応研修】

実施日 (実施方法)	内 容	講 師	参加人数
第1回 6月21日(金) 13:00~16:10 【大雨・初動編】	(大雨災害) 1. 【演習】 ・指揮命令系統確立 ・状況付与訓練(クロノロジー活用) ・避難所アセスメント 2. 【報告・振り返り】 ・能登半島地震における避難所の状況と課題～多職種の視点から～	(報告者) 大野市健康長寿課 主任保健師 桐林由実氏 坂井健康福祉センター 獣医師 盛戸次長 奥越健康福祉センター 栄養士 佐々木主任 保健師 南川主査	54人
第2回 11月6日(水) 11月20日(水) 13:30~16:30 【地震・要配慮者編】	(地震災害) 1. 【演習】 ・指揮命令系統確立 ・状況付与訓練(クロノロジー活用) ・避難所アセスメント ・各役割のポイント 2. 【報告・振り返り】 ・能登半島地震での要配慮者支援の実情と支援の実際について	(報告者) 福井 DWAT 事務局 福井県社会福祉協議会災害 福祉支援センター長 杉本 吉弘 氏 福井 DWAT 為国 幸子 氏 (おた居宅介護支援センター管理者)	11/6 58人 11/20 59人

② 実習生の受け入れ

公衆衛生に携わる医師・保健師・栄養士等の専門職の人材育成を図るため、当センターの地域における保健福祉行政機関としての機能、役割について実際の体験を通して習得できるよう各公衆衛生実習を受け入れている。

対象学生	学 校 名	日 程	期 間	人 数
医学部学生	福井大学	令和6年5月24日、31日、6月7日	3日間	27名
保健師・看護師学生	福井県立大学	令和6年5月1日~5月21日	4日間	5名
	福井大学	令和6年6月17日~6月27日	9日間	4名
栄養士学生	仁愛大学	令和6年8月26日27日、 9月11日~9月13日	5日間	3名

(2)健康危機管理体制の整備

健康危機が発生した時に、組織としての初動対応が迅速かつ的確に行えるよう、平時から体制整備や研修会等を通して職員の資質向上に努めている。

① 体制整備

- ・「健康福祉センター健康危機管理対応要領」「健康福祉センター災害時対応要領」「健康危機管理対応マニュアル」の整備
- ・連絡体制網の整備
- ・健康危機管理対応物品の準備、管理
- ・災害時アクションカードの整備・見直し

② 所内研修・訓練の開催、他機関主催の研修等への参加

○所内研修会・訓練

- ・健康危機発生時の初動対応について
- ・防護服着脱訓練、患者移送訓練
- ・災害発生時の参集・連絡、アクションカードに沿った初動訓練
- ・管内主要関係機関と麻しん発生時の対応訓練

○坂井農林総合事務所との合同訓練

- ・高原病性鳥インフルエンザ発生時の本部・関係機関との連絡訓練
- ・高原病性鳥インフルエンザ発生時の健康診査班の対応訓練(三国体育館)

○県防災訓練(小浜市)や管内地域(北潟)の防災訓練に参加

○他健康福祉センター主催の災害対応マニュアルの作成や災害対応研修に参加

(3)新型インフルエンザ対策

福井県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、地域の実情に応じた運用面での検討や見直し、情報交換を目的に「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」を開催している。

令和6年度は、坂井地区医師会、7 病院、麻しんアドバイザー、ケアマネ SAKAI、ネットワークさかい、坂井地区広域連合、教育委員会、校長会・養護教諭部会、嶺北消防、各市関係各課と協働し、麻しん発生時の対応訓練および、各機関の役割の共有や課題の検討、意見交換を実施。また、管内の健康危機管理発生時に派遣される IHEAT 登録者も含めて実施し、各関係機関が各機関の役割や初動を理解し、各団体や各自が有機的な活動ができるようネットワークの構築を図っている。

(4)市が策定する各種計画への支援

各市が福祉保健等関係計画を策定するにあたり、県計画等との整合性および調整を図るためアドバイザーとして参画し、助言指導を行っている。

令和6年度は、各市の災害時保健活動マニュアルの策定に向けた連絡会を開催。他県マニュアルや策定支援ツール等の情報提供および助言を行い、市の策定を支援。令和7年度も定期的に連絡会を行い、各市の策定状況の共有や助言指導を行っていく。

<管内2市福祉保健等関係計画策定状況一覧>

(R7.3.31 現在)

	市町村が作成する計画	根拠法令	内 容	あわら市	坂井市	県計画の状況
福祉	地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画	○ R3～R7	○ R3～R8	「福井県地域福祉支援計画(R7～R11)」
	障がい者計画	障害者基本法第 11 条の 3 項	障がい者のための施策に関する基本的な計画	○ R6～R8	○ R3～R8	「第 7 次福井県障がい者福祉計画」(R5～R9)
	障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条	障がい福祉サービス、相談支援事業および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	○ R6～R8	○ R3～R8	「第 7 次福井県障がい者福祉計画」(R5～R9)
	障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20	障がい児通所支援および相談支援の提供体制確保に関する計画	○ R6～R8	○ R3～R8	「第 7 次福井県障がい者福祉計画」(R5～R9)
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子ども・子育て支援の量的・質的充実に関する計画	○ R7～R11	○ R7～R11	「福井県子ども・子育て応援計画」(R7～R11)
	介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画	R6～R8 坂井地区広域連合		「第 9 期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」(R6～R8)
	高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	○ R3～R8	○ R3～R8	
保健	健康増進計画	健康増進法第 8 条	住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画	○ R3～R7	○ R3～R8	「第 5 次元気な福井の健康づくり応援計画」(R6～R11)
	食育推進計画	食育基本法第 18 条第 1 項	食に関する知識と食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育に関する計画	○ R3～R7	○ R3～R8	「第 4 次ふくい食育・地産地消推進計画」(R6～R10)
医療	特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 第 18 条	生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康診査・保健指導の実施に関する計画	○ R6～R11	○ R6～R11	
	データヘルス計画	日本再興戦略	健診・レセプトデータの分析に基づいて保健事業を PDCA サイクルで効果的、効率的に実施するための計画	○ R6～R11	○ R6～R11	
防災	地域防災計画	災害対策基本法第 40 条	関係機関が全機能を有効に発揮して生命・身体・財産を災害から保護するための計画	○ R7.3 改定	○ R4.3 改定	福井県地域防災計画 (R6.6 改定)
感染症	新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、実施する措置に関する計画	○ H26.3 策定	○ H26.3 策定	福井県新型インフルエンザ対策行動計画 (H25 策定 R7.3 改定)

(5)地域医療構想・第8次地域医療計画策定

①「福井・坂井地域医療構想調整会坂井分科会」の開催

【日 時】令和6年8月2日(金)、令和7年3月10日(月)19:00～20:30

【会 場】坂井健康福祉センター 2階会議室 または オンライン

【出席者】管内の医療、福祉、行政関係者および県地域医療構想アドバイザー 約20名

(6)在宅医療の推進

坂井地区では、坂井地区医師会が中心となり、地域の関係機関が共同し地域単位での在宅医療介護体制整備に取り組んでいる。

平成24～27年度:福井県と東京大学によるジェロントロジー共同研究への参画

坂井地区医師会、坂井地区広域連合が「坂井地区在宅ケア体制モデル」を構築。当センターで「坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会」を開催。
全県下への展開および研究の推進を支援。

平成27年度:自宅等での生活や療養が円滑に行うための医療と介護の連携ツールとして『福井県退院支援ルール』を策定。平成28年度から運用開始。(県事業)

平成28年度以降:坂井地区広域連合に「坂井地区在宅ケア推進連絡協議会」を設置。
当センターも参画・支援を行い、在宅ケア体制の充実促進を継続

平成30年度:「福井県退院支援ルール」を入院前から退院後まで一体的な支援を行うためのツールに改正。「福井県入退院支援ルール」に名称変更

令和5年度:今後の施策につなげることを目的とした在宅医療・介護の現状把握。
医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所を対象に、「在宅医療・介護連携推進に関する実態調査」(R5.8～9月)を実施。

令和6年度:令和5年度の実態調査で明らかになった課題に対し、「坂井地区 医療と在宅連携推進検討会」を設置し具体策の検討、取り組みを推進

(具体策①)

- 入院医療と在宅、介護の連携の円滑化を図るための情報共有システムの構築
- ・医療機関と施設や在宅サービス事業所間の情報共有や受け入れ調整が難しく時間を要し、担当者の負担感が増大していることに対し、kintoneを活用した医療・介護サービス空き情報共有システム「つながるさかい」を独自開発
- ・令和7年2月末から運用開始
- ・システムの運用状況の共有および改善点の検討、効果検証、県下全域への拡大方法等の協議

(具体策②)令和7年度実施予定

- 坂井地区 介護職員等による特定行為の実施のための研修制度の創設
- 「坂井地域 医療と在宅連携推進協議会」を設置し、運用管理
- ・医療的ケアが必要になった高齢者の地域での受け入れが進まない状況に対し、医療的ケアができる人材の養成確保を行い、受け入れができる施設・事業所等の拡充を図るための研修制度を創設

〈その他、関係機関との取組み〉

項目	内容
管内市との連携	・あわら市地域ケア推進会議への参加 ・あわら市・坂井市認知症初期集中支援チーム運営協議会への参加
坂井地区広域連合との連携	・坂井地区介護保険運営協議会への参加 ・坂井地区在宅ケア推進連絡協議会への参加 ・地域包括支援センター運営協議会への参加
高齢者権利擁護事業体制整備	・あわら市・坂井市高齢者および障害者虐待防止ネットワーク会議への参加 ・あわら市老人ホーム入所措置判定委員会への出席

(7)学校保健との連携

坂井地域の小・中・高等学校等と連携し、感染症予防に向けた関係職員との情報共有や児童生徒に対する性感染症や薬物乱用防止の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、坂井地域の養護教諭部会において感染症に対する基礎知識や予防に向けた助言指導を行っている。

15 感染症対策

(1) 感染症発生届出状況

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づく医師の診断による感染症発生届出状況は下記のとおりである。1類から4類までは診断後直ちに届出、5類は全数把握と定点把握という類型に区分されている。

<感染症発生届出状況>

(令和 6.12.31 現在)

感染症名		管内 (件)	福井県 (件)
1 類		0	0
2 類	結核	17	81
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	1	8
	腸チフス	0	0
	細菌性赤痢	0	0
4 類	E 型肝炎	0	1
	A 型肝炎	0	0
	重症熱性血小板減少症候群	0	0
	つつが虫	0	1
	デング熱	0	1
	日本紅斑熱	0	0
	レジオネラ症	5	21
5 類	アメーバ赤痢	0	2
	ウイルス性肝炎	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	0	6
	急性脳炎	0	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	10
	後天性免疫不全症候群	0	1
	ジアルジア症	0	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	7
	侵襲性髄膜炎菌感染症	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	19
	水痘 (入院例に限る)	0	3
	梅毒	1	43
	破傷風	0	0
	百日咳	0	23
	風しん	0	1

<集団発生時等の現場指導>

- ・新型コロナウイルス 17 件
- ・インフルエンザ 8 件
- ・感染性胃腸炎 4 件

(2)感染症発生動向調査の実施

地域の感染症の流行状況を把握し、今後の流行予測と効果的な予防対策を行うため、感染症発生動向調査を実施している。

調査結果を管内の市・医療機関・社会福祉施設等に還元し、感染症予防対策につなげている。

(3)ライフステージに応じた感染症予防教室の開催

感染症に関する正しい知識および発生時に適切な対応ができる技術の習得を図るため、学校・施設・各種団体等に対して、各対象に応じた感染症予防教室を開催している。

感染症の集団発生好発時期前に実施し、再確認することで予防と拡大防止に努めている。

<ライフステージ別感染症予防教室開催状況>

日 程	対 象 施 設 等	内 容	参加人数
6月26日 9月18日 9月27日 2月10日	管内児童福祉施設 42施設	・講義 感染症の基礎知識 平時・発生時の対応 保健所への報告基準等 ・演習 発生時の指揮命令系統の確立と嘔吐物処理	86名
10月25日	管内高齢者・障がい者施設 30施設	演習 「感染症集団発生時の手順について 事例から具体的に学ぼう」 ～各施設での取り組みやADL維持対策の共有～ 意見交換	36名

(4)エイズ予防対策

エイズのまん延防止を目的に、面接相談、電話相談および抗体検査を実施し、感染防止や早期発見、感染に対する不安の解消に努めている。また、エイズ検査普及週間・世界エイズデーには図書館や駅等での普及啓発やより多くの方が受検できるよう夜間検査も行っている。

<エイズ相談・検査件数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	60	25	29	19	25	77
検査件数	39	12	13	15	21	38

(5)性感染症予防対策

近年、県内において梅毒などの性感染症(STD)発生報告数が増加していることから、令和6年6月に県内全健康福祉センターで梅毒と性器クラミジアの無料検査・相談ができる体制を整備し、特に発生数の多い若年層に向けた受診勧奨、普及啓発を行い実施している。

<梅毒・クラミジア相談・検査件数>

	令和6年度	
	梅毒	クラミジア
相談件数	71	71
検査件数	35	31

(6)肝炎対策

①B 肝・C 型肝炎ウイルス検査

まん延防止を目的として匿名・無料での相談・検査を行っている。

<肝炎相談・検査件数>

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型	B型	C型
相談件数	101	44	94	50	92	47	89	16	109	44	182	117
検査件数	23	23	15	15	18	18	10	10	22	22	45	45

(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む)

②肝炎治療特別促進事業

B型肝炎およびC型肝炎患者の肝硬変や肝がん等の重症化防止を目的として、医療費助成を行っている。

<肝炎治療特別促進事業申請件数>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インターフェロンフリー治療	9	7	8	5	4
核酸アナログ製剤治療(新規)	3	2	4	3	8
核酸アナログ製剤治療(更新)	32	78	77	72	68
合計	44	87	89	80	80

15-2 結核予防

結核は確実な治療を行えば完治できる時代になったが、全国では年間2万人弱の新登録患者が発生している日本の重大な感染症である。管内では、令和6年に新たに17人の結核発生があり、免疫力の低下した高齢者の発症が多くみられた。また、近年は外国籍の患者の罹患も増加傾向にあるため、高齢者施設・事業所や外国籍の実習生などを雇用している事業主や監理団体と協力した蔓延防止や服薬支援を行っている。今後も発生予防およびまん延防止のために、適正な医療提供、正しい知識の啓発等、結核対策の充実強化を図っていく。

(1) 結核登録患者の状況

① 登録患者数

(令和 6.12.31 現在)

年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
全 国	46,609	41,778	36,076	31,519	28,762	21,623
福井県	208	155	127	110	108	94
管内計	17(1)	16(3)	10(1)	10(1)	17 (5)	22(3)
あわら市	1(0)	4(1)	3(0)	3(0)	6 (2)	6(1)
坂井市	16(1)	12(2)	7(1)	7(1)	11 (3)	16(2)

* 令和 3 年以前の数値に誤りがあったため、修正を行った。

* () 内は潜在性結核感染症を再掲

② 新登録患者数

(令和 6.12.31 現在)

年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
全 国	22,144	18,314	16,659	15,260	15,129	16,016(5,965)
福井県	91	80	79	57	67	81(27)
管内計	8(0)	11(4)	5(2)	6(2)	11 (3)	17(4)
あわら市	1(0)	5(2)	2(1)	3(2)	3 (0)	4(1)
坂井市	7(0)	6(2)	3(1)	3(0)	8 (3)	13(3)

* 令和 3 年以前の数値に誤りがあったため、修正を行った。

* () 内は潜在性結核感染症を再掲

(2) 結核患者地域 DOTS 事業

結核患者の治療中断を防止し、確実な治癒をめざすために全結核患者に対し規則的な内服が継続できるよう支援する「結核患者地域 DOTS 事業」を実施している。

① 事業内容

- ・入院中から患者訪問支援、院内 DOTS の実施
- ・患者・家族・関係機関との退院前および地域でのカンファレンス
- ・地域 DOTS 個別支援計画の決定、地域 DOTS の実施
- ・コホート検討会による患者発生状況の分析および支援体制の評価

<新登録結核患者 服薬支援状況>

令和6年度

		人数
地域 DOTS		14
内 訳	原則毎日服薬確認	0
	週に 1 回程度の訪問・電話連絡	1
	月 1 回程度の訪問・電話連絡	11
	週に 1 回で開始し月 1 回に変更	11
	入院中のため病院に服薬支援を依頼	2
死亡、転出等		3
計		17

(3)結核定期外健康診断(接触者健康診断・管理検診)

結核患者発生時には、本人・家族、その他接触者の状況を迅速に把握し、必要な方に健康診断を実施することで新たな感染者および発病者の早期発見、早期治療につなげ、感染拡大防止を図っている。

また、結核患者の治療終了後 2 年間は、再発の早期発見のため、半年ごとの管理検診を実施している。

<接触者健康診断・管理検診受診状況>

令和 6 年度

	対象者数	受診者数	受診率(%)	検査項目(重複あり)			
				ツ反	喀痰	IGRA	胸部 X 線
接触者健診	752	752	100	2	4	752	7
管理検診	14	14	100	0	0	0	14

(4)結核定期健康診断

感染症法に基づき、結核のり患率が高い高齢者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある者に対して結核定期健康診断の受診状況を把握し、未受診者への受診勧奨を行い早期発見・早期治療を推進している。

(5)普及啓発

結核予防週間に合わせ、管内医療機関や社会福祉施設等の関係機関に対するリーフレットの配布、研修会等を通じ結核の正しい知識の普及に努めている。

16 食品衛生

(1)食品衛生法関係

食品衛生法第54条に基づく許可件数は1,936件であり、前年度より36件増加した。

福井県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導として、当センターでは芦原温泉旅館および海水浴場周辺の旅館等を重点監視指導施設に選定し、食品衛生の確保について指導を行っている。その他の施設についても、計画的に通常監視指導を実施している。また、例年、坂井食品衛生協会と連携して、食品衛生講習会および食品衛生月間啓発活動など、食品衛生の普及啓発に関する事業を展開している。

食中毒の発生状況として、全国的にノロウイルス、カンピロバクター、アニサキス、クドアなどによる食中毒が季節を問わず多発している。こうした食中毒を予防するため、上記の監視指導により更なる食品衛生の普及啓発を行う必要がある。

令和2年に施行された改正食品衛生法では、すべての食品等事業者に対し一般衛生管理に加え、HACCP(ハサップ)*の考え方を取り入れた衛生管理の実施を義務付けており、この導入に関し、事業者への指導、助言を行っている。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。

(2)食品表示法(衛生事項)関係

食品衛生監視指導の際に陳列食品の表示を確認し、食品表示基準違反(表示の欠落、誤表記等)を発見した場合には、事業者に対し即時の是正指導等を実施するとともに、講習会では事業者による適正表示の徹底や不適正表示の排除について注意喚起している。また平時から、事業者による適正表示の作成相談に対し助言を実施している。

(3)食中毒発生状況

令和6年度は、福井市を含む県内で15件の食中毒事件が発生した。当センター管内においては4件の食中毒が発生した。

なお、令和7年1月1日から、アニサキスによる食中毒の発生時、原因魚介類を廃棄等することにより食中毒の拡大・再発防止が可能であり、営業者が衛生管理計画に定めた適切なアニサキス対策の実施が確認できる場合には、行政処分までは行わず行政指導に留める方針に変更された。

<食中毒発生状況>

(令和6年度)

発生日	原因施設	患者数	病因物質
令和6年4月7日	飲食店営業	6	ノロウイルス
令和6年5月7日	その他	13	不明
令和6年7月25日	魚介類販売業	1	アニサキス
令和6年10月19日	魚介類販売業	1	アニサキス

(4)食品衛生講習会等の実施状況

食品衛生意識の向上および食中毒事故の防止を目的として、例年、主に事業者(食品等事業者、社会福祉施設、病院など)を対象に食品衛生講習会を実施している。

<食品衛生講習会等実施状況>

(令和6年度)

	食品衛生講習	一般消費者	児童・生徒等	計
実施回数	12	1	0	13
受講者数	1,021	47	0	1,068

(5)調理師、製菓衛生師免許事務

調理・菓子製造業務従事者の資質の向上を図るため、福井県として調理師・製菓衛生師試験を年1回実施している。

<調理師免許および製菓衛生師免許登録状況>

(R7.3.31 現在)

項 目 年 度	調 理 師		製 菓 衛 生 師	
	年度登録者数	累計登録者数	年度登録者数	累計登録者数
令和6年度	31	6,003※1	9	323※2

※1 令和6年度調理師免許登録消除件数:0 件 ※2 令和6年度製菓衛生師免許登録消除件数:0 件

(6)ふぐ処理登録(ふぐ処理師)申請事務

令和4年度の条例改正により「ふぐ処理登録者」から「ふぐ処理師」として新たに試験制度に移行した。

<ふぐ処理師の累計登録状況>

(R7.3.31 現在)

項 目 年 度	ふぐ処理師	ふぐ処理講習修了者
令和6年度	63	59

(7)食品の検査状況

福井県食品衛生監視指導計画の食品等収去検査計画に基づき、年間を通じて収去検査を実施している。立入検査時および収去検査の結果、違反および不適合事項を発見した際は、速やかに改善措置を講ずるよう食品等事業者に対し指導を行っている。

<収去検査結果>

(令和6年度)

事業名	収去数	規格基準不適数	表示不適数
春の行楽シーズン衛生対策	4	0	0
添加物検査	5	0	0
畜水産食品検査	2	0	0
夏期食品一斉取締り	27	0	0
輸入食品検査	5	0	0
野菜・果物検査	6	0	0
玄米検査	2	0	0
アレルギー特定原材料	2	0	0
年末食品一斉取締り	22	0	0
容器包装検査	3	0	0
合計	78	0	0

17 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく畜犬登録、狂犬病予防注射済票の交付および再交付事務については、平成12年度から市町村に事務委任された。狂犬病予防注射の接種率 70%以上を保つことが重要であるが、管内2市のうち坂井市の接種率は 70%以上を維持している一方、あわら市の接種率は 70%を下回った。

<市町別犬の登録及び予防注射接種状況>

	令和6年度			令和5年度		
	登録頭数	注射頭数	接種率(%)	登録頭数	注射頭数	接種率(%)
あわら市	1,179	819	69.5	1,140	870	76.3
坂井市	3,670	2,874	78.3	3,701	3,003	81.1
福井県	29,950	23,621	78.9	30,600	23,569	77.0

18 動物愛護

当センターでは、「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)」に基づいた第一種動物取扱業の登録、特定動物飼養・保管の許可および第二種動物取扱業届出の受理や虐待疑い対応等を行うとともに、これらの施設の監視指導を「福井県動物取扱業等監視指導実施要領」に基づき実施するほか、「福井県動物の愛護および管理に関する条例(以下「条例」という。)」に基づき飼い犬こう傷事故対応を行っている。

なお、県では福井県動物愛護センターに動物管理業務の多くを集約し、法および条例に基づき、適正飼養の普及啓発や犬猫の保護・引き取り、それらの譲渡等の事業を実施している。

<第一種動物取扱業登録数>

(R7.3.31 現在)

販売	保管	貸出	訓練	展示	業種数	施設数
15	30	2	1	5	53	38

<第二種動物取扱業登録数>

(R7.3.31 現在)

譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	業種数	施設数
1	1	1	0	2	5	2

<特定動物飼養・保管許可数>

(R7.3.31 現在)

施設数	カメ目かみつしがめ科	ワニ目アリゲーター科	トカゲ目ボア科
3	2匹	1匹	1匹

<こう傷等事故等件数>

	令和6年度	令和5年度
犬のこう傷事故件数	2	4
特定動物逸走件数	0	0
特定動物事故件数	0	0
虐待疑い対応案件	3	2

19 生活衛生

地域住民の日常生活に密着した生活衛生業務は、近年、住民のニーズの多様化および生活水準の向上に伴い、個々に応じた適切な対応が求められている。

(1)生活衛生営業関係

近年、営業施設・設備の近代化や多様化が進んでおり、当センターでは、利用者の衛生的で快適な生活を確保するため、施設の立入検査、監視指導等を行っている。特に、入浴施設については、レジオネラ症防止対策として浴槽水の検査も実施し、指導を強化している。

また、住宅宿泊事業法(民泊)の窓口として届出の受理および実績の定期報告を受けている。

<生活衛生六法・住宅宿泊事業法施設数>

(R7.3.31 現在)

種 別		市 別	あわら市	坂井市	管内計
理容所			33	86	119
美容所			56	200	256
クリーニング所	クリーニング所		5	16	21
	取次所		20	71	91
公衆浴場			21	14	35
興行場	常設		3	5	8
	仮設		0	0	0
旅館	旅館・ホテル		43	39	82
	簡易宿所		15	58	73
	下宿		0	1	1
住宅宿泊事業法(民泊)			1	2	3
管 内 計			197	492	689

(2)水道関係

当センターでは、県が策定した「水道水質管理計画」に基づき水道事業者に対し、施設等の適正な維持管理と安全で清浄な水の安定供給に努めるよう、水道施設の監視指導を実施している。

なお、簡易専用水道、専用水道および飲用井戸の事務については、地方分権一括法および福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、平成25年4月1日から坂井市およびあわら市に事務が移譲されている。また、坂井市水道事業の事務は国の所管である。

さらに、令和6年4月1日以降、水道法が厚生労働省から国土交通省および環境省へ移管されるのに伴い、県における水道法所管課が医薬食品・衛生課から土木部河川課へ変更されたが、保健所における水道法施行事務について変更はなかった。

(R7.3.31 現在)

水道事業名	給水人口(人)	
	計 画	現 在
あわら市水道事業	30,800	23,626
芦原温泉上水道財産区水道事業	2,900	2,475
坂井市水道事業	93,400	88,155

(3)温泉関係

当センターでは、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正を図るため、温泉利用施設の立入検査および指導等を実施している。

＜温泉利用許可施設、源泉数＞ (R7.3.31 現在)

市別	浴用許可施設	飲用許可施設	源泉
あわら市	39	6	81
坂井市	35	0	7
管内計	74	6	88

(4)特定建築物関係

多数の人が一時的に集まり使用する大型の建物は、快適で衛生的な空気環境が要求されるため、当センターでは施設の立入検査を実施している。

＜特定建築物届出施設数＞ (R7.3.31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
16	31	47

(5)遊泳用プール

遊泳用プールの衛生の確保およびプールの安全を図ることを目的として、当センターでは施設の立入検査を実施している。

＜遊泳用プール数＞ (R7.3.31 現在)

あわら市	坂井市	管内計
3	7	10

20 廃棄物対策

本県では、平成 14 年3月に、限りある資源の循環を目的とした「福井県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を図っており、さらなる資源の有効利用のため、令和3年3月にこの計画を改正した。

当センターにおいても、この計画を踏まえ、ごみや産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図るとともに、不法投棄された廃棄物の住民参加による撤去作業および不適正処理防止の啓発活動を行っている。

(1)産業廃棄物関係

産業廃棄物の適正処理に係る処理事業者・排出事業者の指導に加え、ごみ減量化・リサイクルの推進に対する意識啓発および環境美化の推進に努めている。

また、産業廃棄物処理施設に係る問題点を話し合うために、地域住民、事業者、関係行政機関で構成する地域懇話会を発足させ、地域の理解が得られる処理施設づくりに努めている。

<産業廃棄物処理業者(廃棄物処理法第14条関係)>

(R7.3.31現在)

処理業者の許可内容	処理業者数(管内)		
	県内	県外	合計
産業廃棄物収集運搬業(積替保管を含まないもの)	132	146	278
〃 (積替保管を含むもの)	21	2	23
産業廃棄物処分業(中間処理のみ)	20	2	22
〃 (最終処分のみ)	0	0	0
〃 (中間処理・最終処分)	1	0	1
特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替保管を含まないもの)	7	37	44
〃 (積替保管を含むもの)	4	1	5
特別管理産業廃棄物処分業(中間処理のみ)	0	0	0
〃 (最終処分のみ)	0	0	0
〃 (中間処理・最終処分)	0	0	0
合 計	185	188	373

(2)一般廃棄物関係

管内のあわら市、坂井市では分別収集を徹底し、資源ごみの回収を行うことにより一般廃棄物の減量化に努めており、一般廃棄物の排出量は令和5年度末の時点で、両市ともに年々減少している。

<一般廃棄物処理施設(廃棄物処理法第8条、第9条の3関係)> (R7.3.31現在)

施設の種類	公営施設	民間施設 (法第15条の2の5の 届出施設を含む)
ごみ処理施設	1	5
最終処分場	1	0
し尿処理施設	1	0

(3)廃棄物の適正処理の推進

不適正処理を早期に発見するため、管内の重点地区について、職員および受託業者によるパトロールを実施しているほか、特に悪質な事案については、監視カメラによる監視も行っている。

既に不法投棄がされている箇所については、放置しておくとならば不法投棄の増加につながる可能性があるため、地域住民・廃棄物関係事業者の参加のもと、廃棄物の撤去活動を行うとともに、新たな不法投棄の防止措置や啓発活動を行っている。

また、土砂採取跡地等への廃棄物の不法投棄等や野焼きの未然防止を図るため、廃棄物不法処理防止坂井ブロック連絡協議会の活動を充実強化し、警察を含む関係行政機関や地域団体等との連携強化を図っている。

さらに、石川県と連携して県境付近でのパトロールを行っている。

(4)その他の監視指導

PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査を実施し、保管状況の確認を行うとともに処理期限(※)までに処分を行うよう指導している。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)に基づき、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者に対する立入検査を実施している。

※ PCB廃棄物の処理期限

高濃度PCB廃棄物

変圧器、コンデンサー(3 kg以上)、PCB油…令和4年3月31日

安定器、小型電気機器(3kg 未満)、汚染物等…令和5年3月31日

低濃度PCB廃棄物…令和9年3月31日

21 公害防止

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等、各環境関連法令に基づき事業場への立入検査や事業者への指導等を行い、生活環境の保全に努めている。

<公害関係法令施設>

(R7.3.31 現在)

公害関係工場・事業場		数
水質汚濁防止法対象工場・事業場		448
大気汚染防止法対象工場・事業場(ばい煙発生施設)		124
同上	(特定粉じん発生施設)	0
同上	(揮発性有機化合物排出施設)	4
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場		11
フロン排出抑制法対象登録事業所(第一種フロン類充填回収業者)		56
公害防止管理者選任工場・事業場		26
福井県公害防止条例	特定工場	6
	特定施設設置工場・事業場	24
	公害防止管理責任者選任工場・事業場	89

(1)水環境の保全

公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法や福井県公害防止条例に基づき、工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。また、河川等における魚類のへい死や油流出事故等の水質異常時において、必要な調査を実施している。

さらに、地下水の汚染を早期発見するため、地下水の調査を実施している。

(2)大気環境の保全

大気環境を保全するため、大気汚染防止法や福井県公害防止条例に基づき、ボイラーや焼却炉等のばい煙発生施設、溶剤の乾燥施設等の揮発性有機化合物排出施設等を設置する工場・事業場への立入検査を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、アスベスト(石綿)が使用されている建築物の解体、改造または補修等の作業に際して立入検査を行い、作業区画からのアスベストの飛散・漏洩防止のための作業基準を順守するよう指導している。

(3)ダイオキシン類の排出抑制と関連施設の監視

ダイオキシン類による環境汚染を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する工場・事業場への立入検査や監視等を行い、施設の適正な維持管理を指導している。

また、特定施設周辺等の環境の状況を把握するため、大気、河川の水質、河川の底質(川底の泥)、公園等の土壌について、調査を実施している。

<令和6年度における公害関係法に基づく工場・事業場の検査数>

調査対象	区 分	調査数
水質汚濁防止法	排水の水質検査	22 施設
大気汚染防止法	排出ガスのばい煙検査	4 施設
大気汚染防止法	排出ガスの揮発性有機化合物検査	1 施設
	特定粉じん排出等作業におけるアスベスト検査	2 施設
ダイオキシン類対策特別措置法	排出ガスのダイオキシン類検査	2 施設
	排出水のダイオキシン類検査	1 施設

<令和6年度におけるダイオキシン類の環境調査数>

区 分	調査数
大 気	2 地点 (年 4 回)
地 下 水	1 地点 (年 1 回)
土 壌	2 地点 (年 1 回)

(4)土壌環境の保全

一定の規模以上の土地の形質変更や土壌汚染状況調査等について、指導を行っている。

また、有害物質を使用していた、水質汚濁防止法で定める特定施設が廃止された場合には、土壌汚染の有無の把握のため施設の立入検査を実施し、必要な指導を行っている。

土地の形質変更に伴う届出を受理し、土壌汚染のおそれの有無等を確認している。

(5)フロン類の漏出防止対策

フロン排出抑制法に基づき、第一種フロン類充填回収業者への立入検査や監視等を行っている。

(6)公害防止組織の整備の推進

工場等における公害を防止するための組織の整備を推進するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、公害防止管理者、公害防止統括者等の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

また、福井県公害防止条例に基づき、公害防止管理責任者の選任状況の確認および選任のための指導を行っている。

(7)公害苦情への対応

公害苦情の実態を把握し、公害苦情に対して的確に対応するため、公害苦情の件数や処理状況等を整理している。

<令和6年度公害苦情件数>

大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	地盤沈下	廃棄物投棄	その他	計
3	8	0	0	0	0	11

Ⅲ 資料

● 協議会名簿

(1) 坂井健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条および福井県健康福祉センター運営協議会条例に基づき設置される協議会で、地域保健および保健所の運営に関する事項ならびに地域福祉および健康福祉センターの運営に関する事項を審議する。

R7.6.8 現在（任期 R9.3.31 まで）

区 分	氏 名	役 職 名
市	森 之 嗣	あわら市長
	池 田 禎 孝	坂井市長
医 療 機 関 団 体	越 野 雄 祐	坂井地区医師会長
学 校	林 小 百 合	坂井地区教育研究会養護部会部長
社 会 福 祉 関 係 団 体	松 本 美 樹	坂井市社会福祉協議会理事
	伊 藤 幸 子	あわら市民生児童委員協議会連合会代表
事 業 所	西 畑 一 朗	坂井食品衛生協会会長
	尾 崎 司	介護保険事業者ネットワークさかい会長
学 識 経 験 者（住 民）	赤 神 敏 江	坂井食生活改善推進員連絡協議会長
	卯 目 ひ ろ み	あわら市連合婦人会長

(2) 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づき保健所が設置する協議会で、県内 6 の保健所について 1 の協議会としている。

協議会では、感染症のまん延防止対応について、人権尊重の確保と適正な医療の実施の観点から、就業制限、入院措置・勧告および入院の延長の要否について審議する。

（任期 R7.4.1～R9.3.31）

所 属	氏 名	備 考
汐 見 医 院 院 長	汐 見 俊 一	医 療 に 関 す る 有 識 者

9 精神保健福祉

精神科病院入院患者推移(人口1万対)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
県	23.9 (1,816)	23.4 (1,771)	21.1 (1,580)	22.5 (1,671)	22.5 (1,659)
管内	15.4 (177)	15.9 (182)	15.2 (172)	14.3 (161)	14.7 (164)
あわら市	12.9 (35)	19.7 (53)	16.5 (44)	16.0 (42)	15.4 (40)
坂井市	16.2 (142)	14.8 (129)	14.7 (128)	13.8 (119)	14.5 (124)

()は年度末3月末時点の実人数

精神科病院通院患者推移(人口1万対)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
県	443.3 (33,706)	434.6 (32,901)	441.1 (33,026)	495.1 (36,734)	485.3 (35,722)
管内	356.0 (4,096)	408.6 (4,670)	404.2 (4,585)	430.2 (4,846)	436.3 (4,879)
あわら市	336.8 (913)	353.4 (953)	347.9 (926)	392.4 (1,031)	379.4 (987)
坂井市	361.9 (3,183)	425.6 (3,717)	421.5 (3,659)	441.7 (3,815)	453.6 (3,892)

()は年度末3月1ヶ月間の実人数

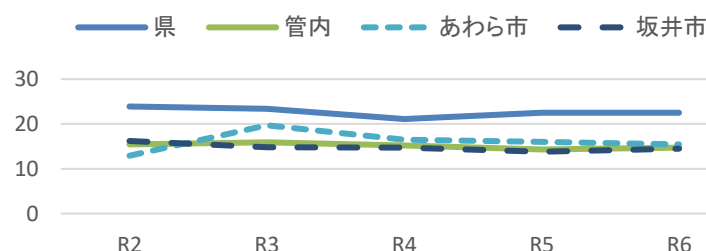
自立支援(精神通院医療)受給者証交付数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
県	10,168	14,769	15,043	16,084	16,537
管内	1,295	2,101	2,155	2,343	2,451
あわら市	349	509	495	531	574
坂井市	946	1,592	1,660	1,812	1,877

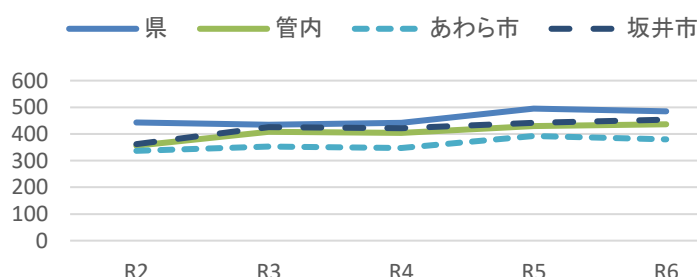
精神障害者保健福祉手帳交付数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
県	7,287	7,774	8,151	8,655	9,167
管内	1,038	1,125	1,185	1,253	1,342
あわら市	272	285	297	295	315
坂井市	766	840	888	958	1,027

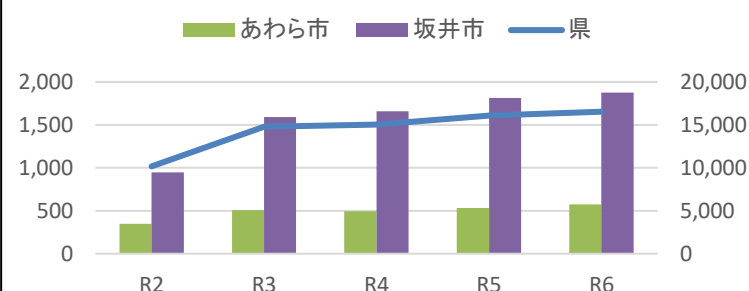
精神科病院入院患者推移(人口1万対)



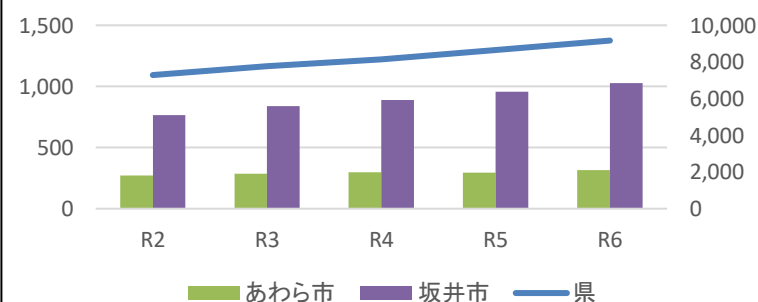
精神科病院通院患者推移(人口1万対)



自立支援(精神通院医療)受給者証交付数



精神障害者保健福祉手帳交付数



※患者数・交付数: 福井県障がい福祉課資料より ※人口: 「福井県の人口と世帯(各年度3月1日現在)」より

【参考】

- 精神保健福祉法の成立(平成7年)
 - ・法の目的に自立と社会参加の促進を明記
 - ・精神障害者保健福祉手帳の創設
 - ・市町村の役割の明記
 - ・指定医制度の充実、入院告知義務の徹底
 - ・公費負担医療の保険優先化
- 精神保健福祉法の一部改正(平成11年)
 - ・精神保健指定医の役割強化
 - ・精神障がい者の移送
 - ・精神障がい者の保健福祉の充実
 - ・精神障害者居宅生活支援事業を法定化(ホームヘルプサービス、ショートステイ)
- 精神保健福祉法の一部改正(平成18年)
 - ・障害者自立支援法施行に伴う通院公費、
- 精神保健福祉法の一部改正(平成26年)
 - ・保護者制度の廃止
 - ・医療保護入院の際の同意者の変更
 - ・医療保護入院の方への退院支援の制度化
- 精神保健福祉法の一部改正(令和4年)
 - ・医療保護入院の期間の法定化
 - ・家族が意思表示を行わない場合の市町村長同意
 - ・入院者訪問支援事業の創設

10 母子保健

(1) 人工妊娠中絶（県）

	総 数	20 歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45 歳以上	年齢不詳
令和 2 年度	762	100	147	156	149	134	68	8	0
令和 3 年度	704	44	137	144	134	160	78	7	0
令和 4 年度	603	48	106	139	116	120	71	3	0
令和 5 年度	597	41	111	130	122	131	59	3	0
令和 6 年度	566	38	135	110	114	107	54	8	0

(2)先天性代謝異常等検査事業

（令和 6 年度）

市別		管内計	あわら市	坂井市
項目				
要 精 検 数		2	0	2
検査結果	要治療	1	0	1
	経過観察	0	0	0
	異常なし	1	0	1

(3)母子医療給付

小児慢性特定疾病医療費助成制度 認定者数

（令和7年 3 月審査会分まで）

疾患群	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群異常	骨系統疾患	脈管系疾患	皮膚疾患	計
管内計	14	5	5	13	16	8	2	2	1	3	8	12	1	0	0	1	91
あわら市	3	0	0	2	2	3	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	17
坂井市	11	5	5	11	14	5	1	1	1	3	7	9	0	0	9	1	74

12 栄養改善・健康増進

(1) 特定給食施設等届出状況 (令和 6 年度)

	開始届	届出事項変更届	休止(廃止)届
件 数	0	11	0

(2) 特定給食施設等栄養士配置状況 (令和 6 年度)

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもある施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもない施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学 校	12	16	1	1	1	0	0	16
	病 院	0	0	5	14	9	0	0	0
	介護老人保健施設	1	1	3	5	4	0	0	0
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	3	8	5	12	10	0	0	0
	児童福祉施設	2	2	3	3	3	3	6	16
	社会福祉施設	0	0	1	1	1	0	0	0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	2	1
	計	18	27	18	36	28	4	8	33
その他の給食施設	学 校	0	0	0	0	0	0	0	5
	病 院	1	1	1	1	1	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	1	1	1	1	2	0
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-
	老人福祉施設	11	12	6	6	8	4	4	17
	児童福祉施設	3	3	2	2	3	5	5	10
	社会福祉施設	1	1	1	1	2	2	4	0
	事業所	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄宿舎	0	0	0	0	0	2	2	0
	その他	2	2	1	1	1	5	5	2
	計	18	19	12	12	16	19	22	34

※特定給食施設とは、特定多数人に対して、継続的に1回 100 食以上または1日に 250 食以上の給食を提供する施設をいう。

(3)食生活改善推進員状況

①活動方法別活動状況

(令和6年度)

市町名	会員数	活動方法						自己活動 回数
		集会		対話・訪問		総計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
あわら市	23	103	3,597	166	2,357	269	5,954	311
坂井市	55	333	2,465	413	1,832	746	4,297	653
合計	78	436	6,062	579	4,189	1,015	10,251	964

②活動項目別活動状況

(令和6年度)

市町名	子どもの 健康・食生活		若者・働き世代の 健康・食生活		高齢者の 健康・食生活		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
あわら市	53	1,230	65	1,813	101	1,409	51	1,502	269	5,954
坂井市	124	790	63	442	380	1,630	179	1,435	746	4,297
合計	177	2,020	128	2,255	481	3,039	230	2,937	1,015	10,251

(4)栄養士等免許申請状況

(令和6年度)

区 分	件数	区 分	件数
栄養士免許申請	7	管理栄養士免許申請	6
栄養士名簿訂正・免許証書換申請	6	管理栄養士名簿訂正・免許証書換申請	3
栄養士免許再交付申請	2	管理栄養士再交付申請	0

13 難病対策

(1)特定医療費(指定難病)支給認定制度および訪問実施状況

(令和6年度)

番号	疾患名	R7.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
1	球脊髄性筋萎縮症					
2	筋萎縮性側索硬化症	5		5	2	3
3	脊髄性筋萎縮症	1	1			
4	原発性側索硬化症					
5	進行性核上性麻痺	14	2	12	1	1
6	パーキンソン病	170	38	132		
7	大脳皮質基底核変性症	5		5		
8	ハンチントン病					
9	神経有棘赤血球症					
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1			
11	重症筋無力症	26	7	19	1	1
12	先天性筋無力症候群					
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	24	4	20		
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6		6		
15	封入体筋炎					
16	クロウ・深瀬症候群					
17	多系統萎縮症	21	4	17	2	2
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	30	2	28		
19	ライソゾーム病	1		1	1	1
20	副腎白質ジストロフィー					
21	ミトコンドリア病	4		4		
22	もやもや病	16	2	14		
23	プリオン病					
24	亜急性硬化性全脳炎					
25	進行性多巣性白質脳症					
26	HTLV-1関連脊髄症					
27	特発性基底核石灰化症					
28	全身性アミロイドーシス	18	4	14		
29	ウルリッヒ病					
30	遠位型ミオパチー					
31	バスレムミオパチー					
32	自己貪食空胞性ミオパチー					
33	シュワルツ・ヤンベル症候群					
34	神経線維腫症	5		5		
35	天疱瘡	6	4	2		
36	表皮水疱症					
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1		1		
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	1			
39	中毒性表皮壊死症					
40	高安動脈炎	3		3		
41	巨細胞性動脈炎					
42	結節性多発動脈炎					
43	顕微鏡的多発血管炎	7	1	6		
44	多発血管炎性肉芽腫症	3	1	2		
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	11	5	6		
46	悪性関節リウマチ	4	2	2		
47	バージャー病	2	1	1		

番号	疾患名	R7.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
48	原発性抗リン脂質抗体症候群					
49	全身性エリテマトーデス	54	12	42		
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	23	8	15		
51	全身性強皮症	31	8	23		
52	混合性結合組織病	8	5	3		
53	シェーグレン症候群	14	6	8		
54	成人スチル病	10	1	9		
55	再発性多発軟骨炎	3	2	1		
56	ベーチェット病	16	4	12		
57	特発性拡張型心筋症	10	2	8		
58	肥大型心筋症	3	1	2		
59	拘束型心筋症					
60	再生不良性貧血	16	2	14		
61	自己免疫性溶血性貧血					
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症					
63	特発性血小板減少性紫斑病	12	3	9		
64	血栓性血小板減少性紫斑病					
65	原発性免疫不全症候群	2	2			
66	IgA腎症	12	2	10		
67	多発性嚢胞腎	14	7	7		
68	黄色靱帯骨化症	17	4	13		
69	後縦靱帯骨化症	37	9	28		
70	広範脊柱管狭窄症	8	5	3		
71	特発性大腿骨頭壊死症	12	1	11		
72	下垂体性ADH分泌異常症	5	4	1		
73	下垂体性TSH分泌亢進症					
74	下垂体性PRL分泌亢進症	1		1		
75	クッシング病	1		1		
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症					
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	1	1		
78	下垂体前葉機能低下症	17	2	15		
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)					
80	甲状腺ホルモン不応症					
81	先天性副腎皮質酵素欠損症					
82	先天性副腎低形成症					
83	アジソン病					
84	サルコイドーシス	21	10	11		
85	特発性間質性肺炎	20	2	18		
86	肺動脈性肺高血圧症	1		1		
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症					
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	5	2	3		
89	リンパ管筋腫症					
90	網膜色素変性症	17	10	7		
91	バッド・キアリ症候群					
92	特発性門脈圧亢進症					
93	原発性胆汁性胆管炎	12	3	9		
94	原発性硬化性胆管炎	1		1		
95	自己免疫性肝炎	9	3	6		
96	クローン病	43	11	32		
97	潰瘍性大腸炎	138	29	109		

番号	疾患名	R7.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
98	好酸球性消化管疾患	1	1			
99	慢性特発性偽性腸閉塞症					
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症					
101	腸管神経節細胞僅少症					
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群					
103	CFC症候群					
104	コステロ症候群					
105	チャージ症候群					
106	クリオピリン関連周期熱症候群					
107	若年性特発性関節炎	2	1	1		
108	TNF受容体関連周期性症候群					
109	非典型溶血性尿毒症症候群					
110	ブラウ症候群					
111	先天性ミオパチー					
112	マリネスコ・シェーグレン症候群					
113	筋ジストロフィー	6	1	5	4	9
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群					
115	遺伝性周期性四肢麻痺					
116	アトピー性脊髄炎					
117	脊髄空洞症					
118	脊髄髄膜瘤	1		1		
119	アイザックス症候群					
120	遺伝性ジストニア					
121	神経フェリチン症					
122	脳表ヘモジデリン沈着症					
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症					
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症					
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症					
126	ペリー症候群					
127	前頭側頭葉変性症	2		2		
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1		1		
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	1		1	1	4
130	先天性無痛無汗症					
131	アレキサンダー病	1		1		
132	先天性核上性球麻痺					
133	メビウス症候群					
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群					
135	アイカルディ症候群					
136	片側巨脳症					
137	限局性皮質異形成					
138	神経細胞移動異常症					
139	先天性大脳白質形成不全症					
140	ドラベ症候群	1		1		
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん					
142	ミオクロニー欠神てんかん					
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん					
144	レノックス・ガストー症候群	1		1		
145	ウエスト症候群					
146	大田原症候群					
147	早期ミオクロニー脳症					

番号	疾患名	R7.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん					
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群					
150	環状20番染色体症候群					
151	ラスムッセン脳炎					
152	PCDH19関連症候群					
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1	1			
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症					
155	ランドウ・クレフナー症候群					
156	レット症候群					
157	スタージ・ウェーバー症候群					
158	結節性硬化症					
159	色素性乾皮症					
160	先天性魚鱗癬					
161	家族性良性慢性天疱瘡					
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3		3		
163	特発性後天性全身性無汗症	1		1		
164	眼皮膚白皮症					
165	肥厚性皮膚骨膜炎					
166	弾性線維性仮性黄色腫					
167	マルファン症候群	2		2		
168	エーラス・ダンロス症候群					
169	メンケス病					
170	オクシピタル・ホーン症候群					
171	ウィルソン病					
172	低ホスファターゼ症					
173	VATER症候群					
174	那須・ハコラ病					
175	ウィーバー症候群					
176	コフィン・ローリー症候群					
177	ジュベール症候群関連疾患					
178	モワット・ウィルソン症候群					
179	ウィリアムズ症候群					
180	ATR-X症候群					
181	クルーゾン症候群					
182	アペール症候群					
183	ファイファー症候群					
184	アントレー・ビクスラー症候群					
185	コフィン・シリス症候群					
186	ロスムンド・トムソン症候群					
187	歌舞伎症候群					
188	多脾症候群					
189	無脾症候群					
190	鰓耳腎症候群					
191	ウェルナー症候群					
192	コケイン症候群					
193	プラダー・ウィリ症候群					
194	ソトス症候群					
195	ヌーナン症候群					
196	ヤング・シンプソン症候群					
197	1p36欠失症候群					

番号	疾患名	R7.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
198	4p欠失症候群					
199	5p欠失症候群					
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群					
201	アンジェルマン症候群					
202	スミス・マギニス症候群					
203	22q11.2欠失症候群					
204	エマヌエル症候群					
205	脆弱X症候群関連疾患					
206	脆弱X症候群					
207	総動脈幹遺残症					
208	修正大血管転位症	1		1		
209	完全大血管転位症					
210	単心室症	2	1	1		
211	左心低形成症候群					
212	三尖弁閉鎖症					
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症					
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症					
215	ファロー四徴症					
216	両大血管右室起始症	1		1		
217	エプスタイン病					
218	アルポート症候群					
219	ギャロウェイ・モフト症候群					
220	急速進行性糸球体腎炎	1		1		
221	抗糸球体基底膜腎炎	1		1		
222	一次性ネフローゼ症候群	16	6	10		
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎					
224	紫斑病性腎炎	2		2		
225	先天性腎性尿崩症					
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	2		2		
227	オスラー病					
228	閉塞性細気管支炎					
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)					
230	肺胞低換気症候群					
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症					
232	カーニー複合					
233	ウォルフラム症候群					
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)					
235	副甲状腺機能低下症					
236	偽性副甲状腺機能低下症					
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症					
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症					
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症					
240	フェニルケトン尿症					
241	高チロシン血症1型	1		1		
242	高チロシン血症2型					
243	高チロシン血症3型					
244	メープルシロップ尿症					
245	プロピオン酸血症					
246	メチルマロン酸血症					
247	イソ吉草酸血症					

番号	疾患名	R7.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
248	グルコーストランスポーター1欠損症					
249	グルタル酸血症1型					
250	グルタル酸血症2型					
251	尿素サイクル異常症					
252	リジン尿性蛋白不耐症					
253	先天性葉酸吸収不全					
254	ポルフィリン症					
255	複合カルボキシラーゼ欠損症					
256	筋型糖原病					
257	肝型糖原病					
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症					
259	レンチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症					
260	シトステロール血症					
261	タンジール病					
262	原発性高カイロミクロン血症					
263	脳腱黄色腫症					
264	無 β リポタンパク血症					
265	脂肪萎縮症					
266	家族性地中海熱					
267	高IgD症候群	1		1		
268	中條・西村症候群					
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群					
270	慢性再発性多発性骨髄炎					
271	強直性脊椎炎	4	1	3		
272	進行性骨化性線維異形成症					
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症					
274	骨形成不全症	1		1		
275	タナトフォリック骨異形成症					
276	軟骨無形成症					
277	リンパ管腫症/ゴーハム病					
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)					
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)					
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)					
281	クリッパル・トレノネー・ウェーバー症候群					
282	先天性赤血球形成異常性貧血					
283	後天性赤芽球癆	1		1		
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血					
285	ファンコニ貧血					
286	遺伝性鉄芽球性貧血					
287	エプスタイン症候群					
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症					
289	クロンカイト・カナダ症候群	2		2		
290	非特異性多発性小腸潰瘍症					
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)					
292	総排泄腔外反症					
293	総排泄腔遺残					
294	先天性横隔膜ヘルニア					
295	乳幼児肝巨大血管腫					
296	胆道閉鎖症	1		1		
297	アラジール症候群					

番号	疾患名	R7.3.31 現在 認定者数	あわら市	坂井市	訪問実施件数	
					実人員	延件数
298	遺伝性膀胱炎					
299	嚢胞性線維症					
300	IgG4関連疾患	8	1	7		
301	黄斑ジストロフィー					
302	レーベル遺伝性視神経症					
303	アッシュャー症候群					
304	若年発症型両側性感音難聴					
305	遅発性内リンパ水腫					
306	好酸球性副鼻腔炎	18	1	17		
307	カナバン病					
308	進行性白質脳症					
309	進行性ミオクローヌステんかん					
310	先天異常症候群					
311	先天性三尖弁狭窄症					
312	先天性僧帽弁狭窄症					
313	先天性肺静脈狭窄症					
314	左肺動脈右肺動脈起始症					
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症					
316	カルニチン回路異常症					
317	三頭酵素欠損症					
318	シトリン欠損症					
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症					
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症					
321	非ケトーシス型高グリシン血症					
322	β -ケトチオラーゼ欠損症					
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症					
324	メチルグルタコン酸尿症					
325	遺伝性自己炎症疾患					
326	大理石骨病					
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)					
328	前眼部形成異常					
329	無虹彩症					
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症					
331	特発性多中心性キャスルマン病	2	1	1		
332	膠様滴状角膜ジストロフィー					
333	ハッチン・ギルフォード症候群					
334	脳クレアチニン欠乏症					
335	ネフロン癆					
336	家族性 β リポタンパク血症1(ホモ結合体)					
337	ホモシスチン尿症					
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症					
339	MECP重複症候群					
340	線毛機能不全症候群					
341	TRPV4異常症					
計		1,069	256	813	12	21

15-2 結核予防

(1) 結核健康診断実施状況

(令和6年度)

実施義務者	事業主	学校長	施設の長	市長		
				管内計	あわら市	坂井市
対象者数	4,681	758	1,205	35,352	9,228	26,124
受診者数	4,667	757	1,066	4,803	1,214	3,589
受診率	99.7%	99.9%	88.5%	13.6%	13.1%	13.7%
結核のおそれがある者	0	0	0	0	0	0

(2) 結核登録患者の状況

①活動性分類別登録患者数(受療状況・市別)

(令和6年12月31日現在)

		登録患者総数	活 動 性 結 核							不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症（別掲）	
			肺 結 核 活 動 性										
			総数	登録時喀痰塗抹陽性				登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他				肺外結核活動性
				総数	初回治療	再治療							
管内計		19	8	7	4	4	0	3	0	1	4	7	3
市別	あわら市	5	2	1	1	1	0	0	0	1	1	2	1
	坂井市	14	6	6	3	3	0	3	0	0	3	5	2

②登録患者数(年齢階級別・男女別)

(令和6年12月31日現在)

市	年 齢	総 数			0～19		20～29		30～39		40～49		50～59		60～69		70 歳以上	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
管内計		22	14	8	0	0	1	2	2	2	1	0	0	0	0	0	10	4
あわら市		6	3	3	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2
坂井市		16	11	5	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	10	1

※潜在性結核感染症を含む

③年次別活動性全結核患者

(令和6年12月31日現在)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	8,640	7,744	6,782	6,794	10,051
福井県	39	35	26	42	54
管内計	9	1	4	8	8
あわら市	4	1	1	3	2
坂井市	5	0	3	5	6

④新登録患者数（年齢階級別活動性分類）

（令和 6 年）

年齢	管内								潜在性 結核 感染症 (別掲)
	活動性結核								
	総数	肺結核活動性					肺外 結核 活動性		
		総数	喀痰塗抹陽性			その他の 結核菌 陽性		菌陰性 ・ その他	
総数	初回 治療		再治療						
0～ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5～ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29	1	1	1	1	0	0	0	0	0
30～39	2	1	0	0	0	1	0	1	1
40～49	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50～59	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～69	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～	10	10	4	4	0	5	1	0	3
計	13	12	5	5	0	6	1	1	4

⑤年次別公費負担状況

（令和 6 年）

<法第 37 条による診査状況(勧告入院患者)>

<法第 37 条の 2 による診査状況(一般患者)>

区分 年	申請 件数	承認 件数	保留 件数	不承認 件数
令和 3 年	1	1	0	0
令和 4 年	3	3	0	0
令和 5 年	4	4	0	0
令和 6 年	8	8	0	0

区分 年	申請 件数	承認 件数	保留 件数	不承認 件数
令和 3 年	10	10	0	0
令和 4 年	11	11	0	0
令和 5 年	23	23	0	0
令和 6 年	21	20	0	1

⑥訪問・相談状況

（令和 6 年度）

	訪問指導	相 談	
	延人員（実）	電話延人員	面接延人員
人 員	108（17）	65	11

※相談には結核患者・家族の他、関係者（接触者）を含む

16 食品衛生

ア)許可を要する食品関係営業施設(旧法に基づく)

(令和6年度)

業 種 \ 項 目	6年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	5年度末 施設数
飲 食 店 営 業	250			38	17	449
菓 子 製 造 業	47			28	4	82
乳 処 理 業						
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業						
乳 製 品 製 造 業				1		1
集 乳 業						
魚 介 類 販 売 業	28			15	3	48
魚 介 類 競 り 売 り 業						
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	1					1
食品の冷凍又は冷蔵業	4			3	1	9
かん詰またはびん詰食品製造業	2			1	1	2
喫 茶 店 営 業	6					9
あ ん 類 製 造 業						
アイスクリーム類製造業	12			6		26
食 肉 処 理 業				2		2
食 肉 販 売 業	12			7	1	22
食 肉 製 品 製 造 業						
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業						
食 用 油 脂 製 造 業						
マーガリン又はショートニング製造業						
み そ 製 造 業	2			1	1	4
し ょ う ゆ 製 造 業						1
ソ ー ス 類 製 造 業	1				1	3
酒 類 製 造 業	2					2
豆 腐 製 造 業	1			1	1	3
納 豆 製 造 業						
麺 類 製 造 業	4				1	4
そ う ざ い 製 造 業	39			11	2	58
添 加 物 製 造 業	2				1	3
食品の放射線照射業						
清 涼 飲 料 水 製 造 業	1			2	1	3
氷 雪 製 造 業						
管 内 計	414	—	—	116	35	732

イ)許可を要する食品関係営業施設(改正法に基づく)

(令和6年度)

業 種 \ 項 目	6年度末 施設数	継続許可 件数	新規許可 件数	廃業 件数	監視 実施数	5年度末 施設数
飲 食 店 営 業	1,009		223	3	287	789
調理の機能を有する自動販売機	3					3
食 肉 販 売 業	40		11		21	29
魚 介 類 販 売 業	87		18		31	69
魚介類競り売り営業	2				1	2
集 乳 業						
乳 処 理 業						
特別牛乳搾取処理業						
食 肉 処 理 業	7		2		3	5
食品の放射線照射業						
菓 子 製 造 業	162		47	3	69	118
アイスクリーム類製造業	15		6		15	9
乳 製 品 製 造 業	1		1		1	
清 涼 飲 料 水 製 造 業	7		1		4	6
食 肉 製 品 製 造 業	1				1	1
水 産 製 品 製 造 業	17		2		4	15
氷 雪 製 造 業						
液 卵 製 造 業						
食 用 油 脂 製 造 業	1		1		1	
みそ又はしょうゆ製造業	6		3		5	3
酒 類 製 造 業	1					1
豆 腐 製 造 業	8		1		3	7
納 豆 製 造 業						
麺 類 製 造 業	10		1	1	2	10
そ う ざ い 製 造 業	92		34		34	58
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業						
冷 凍 食 品 製 造 業	14		5		5	9
複合型冷凍食品製造業						
漬 物 製 造 業	26		1		9	25
密 封 包 装 食 品 製 造 業	10		3		5	7
食 品 の 小 分 け 業	1				1	1
添 加 物 製 造 業	2		1		1	1
管 内 計	1,522	—	361	7	503	1,168

ウ)届出を要する食品関係営業施設(改正法に基づく)

(令和6年度)

業 種		6年度末 施設数	監視 実施数※	5年度末 施設数
旧許可業種であった営業	魚 介 類 販 売 業 (包装済みの魚介類のみの販売)	59	3	63
	食 肉 販 売 業 (包装済みの食肉のみの販売)	80	6	85
	乳 類 販 売 業	174	13	183
	氷 雪 販 売 業	5		5
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自動洗浄・屋内設置)	241	3	256
販売業	弁 当 販 売 業	4		4
	野 菜 果 物 販 売 業	28	4	23
	米 穀 類 販 売 業	8		7
	通信販売・訪問販売による販売業	3	1	2
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	50		49
	百 貨 店、総 合 ス ー パ ー	17	5	17
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	100	7	96
	その他の食料・飲料販売業	89	7	78
製造・加工業	添 加 物 製 造・加 工 業 (法第 13 条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1		1
	いわゆる健康食品の製造・加工業			
	コ ー ヒ ー 製 造・加 工 業 (飲料の製造を除く。)	8		5
	農産保存食料品製造・加工業	11		7
	調 味 料 製 造・加 工 業	9	1	2
	糖 類 製 造・加 工 業			
	精 穀・製 粉 業	2	1	1
	製 茶 業	4		4
	海 藻 製 造・加 工 業	1		
	卵 選 別 包 装 業	2		1
	その他の食料品製造・加工業	16	4	13
上記以外のもの	行 商	3		3
	集 団 給 食 施 設	54	12	58
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	4		3
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1		1
	そ の 他	1		1
管 内 計		975	67	968

※届出業種に対応した監視のみ計上

18 動物愛護

(1)立入検査数

	令和6年度	令和5年度
第一種動物取扱業	51	43
第二種動物取扱業	5	3
特定動物	3	3

19 生活衛生

(1)立入検査数

		令和6年度	令和5年度
生活衛生 六法関係	理容所	2	4
	美容所	13	8
	クリーニング所	0	0
	公衆浴場	1	20
	興行場	5	5
	旅館等	17	37
水道施設	水道事業(簡易水道事業を除く。)	1	0
	簡易水道事業	1	0
その他の 施設	温泉	11	6
	特定建築物	5	14
	遊泳用プール	8	10

(2)温泉利用状況

(R7.3.31現在)

市 町 村 名	温 泉 地 名	源 泉 総 数 (A + B)	利 用		未 利 用		温 度 別 源 泉 数				湧 出 量 (ℓ／分)		主 たる 泉 質 名
			源 泉 数 (A)		源 泉 数 (B)		25℃	25℃以上	42℃	水蒸気	自 噴	動 力	
			自 噴	動 力	自 噴	動 力	未 満	42℃未 満	以 上	及 び ガ ス			
あわら市	芦原	74		41		33	8	15	18			1424.5	Na・Ca-Cl泉
	芦原東	2		1		1	1					122.0	温泉法別表に基づく温泉(F-)
	芦原西	1				1							
	北潟	1		1				1				71.2	Na・Ca-Cl泉
	細呂木	1				1							
	金津	2		1		1	1					250.0	Na・Ca-SO4泉
坂井市	東尋坊	2		2				2				158.0	単純温泉
	宿	2		2			1		1			93.0	Na・Ca-Cl泉
	安島	1		1					1			204.0	Na・Ca-Cl泉
	山竹田	1	1				1				329.0		Ca-SO4泉
	八ヶ郷	1		1					1			77.0	Ca・Na-SO4泉
計		88	1	50	0	37	12	18	21	0	329.0	2399.7	

20 廃棄物対策

(1)産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第15条関係) (R7.3.31現在)

政令7条施設			施設数
1号	汚泥の脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの	0
2号	汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの	0
3号	汚泥の焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの	1
4号	廃油の油水分離施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号を除く。)	10 m ³ /日を超えるもの	1
5号	廃油の焼却施設(同上)	1 m ³ /日を超えるもの	1
6号	廃酸の中和施設	50 m ³ /日を超えるもの	0
	廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日を超えるもの	0
7号	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日を超えるもの	3
8号	廃プラスチック類の焼却施設(3,5号に掲げるものを除く。)	0.1t/日を超えるもの	3
8-2号	木くずの破碎施設	5t/日を超えるもの	7
	がれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの	14
9号	汚泥のコンクリート固形化施設	—	0
10号	汚泥のばい焼施設	—	0
11号	汚泥に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃酸に含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
	廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	—	0
12号	廃PCB等の焼却施設	—	0
12-2号	廃PCB等の分解施設	—	0
13号	PCB汚染物等の洗浄施設・分離施設	—	0
13-2号	産業廃棄物の焼却施設(3,5,8,12号に掲げるものを除く。)	200kg/時間を超えるもの	0
14号イ	遮断型最終処分場 [政令6条の四第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物]	—	0
ロ	安定型最終処分場	—	0
ハ	管理型最終処分場 [イ、ロ以外の産業廃棄物]	—	1
合 計			31

(2)一般廃棄物処理施設(公営)

施設区分	設置者	施設名	設置場所	能力・容量	使用開始年月日
焼却処理	福井坂井地区 広域市町村圏 事務組合	清掃センター	あわら市笹岡 33-3-1	222(t/日)	H7. 10. 1
粗大ごみ 処理				90(t/日)	H7. 10. 1
埋立処分		最終処分場	あわら市御簾尾、 矢地、笹岡地係	231,000(m³)	H11. 4. 1
し尿処理	坂井地区 広域連合	さかいクリーン センター	坂井市坂井町 今井 1-1	41(kL/日)	H23. 3. 31

(3)廃棄物関係施設等立入検査の年度推移

区分 年度	産業廃棄物関係		一般廃棄物関係			その他の 施設、不法 行為に対 する指導	計
	処理業	処 理 施 設	ご み 処 理 施 設	一般廃 棄物の 最 終 処分場	し 尿 施 設		
令和6年度	30	19	1	1	0	92	143
令和5年度	28	9	1	0	0	71	109

21 公害防止

公害関係法令に基づく工場・事業場の立入検査数 (令和6年度)

水質汚濁防止法対象工場・事業場		50
大気汚染防止法対象工場・事業場(ばい煙発生施設)		32
同上	(揮発性有機化合物排出施設)	2
大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施場所		18
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場		7
フロン排出抑制法対象登録事業所(第一種フロン類回収業者)		0
福井県公害防止条例	特定工場	3
	特定施設設置工場・事業場	13